

令和元年度

卸売市場データ集

令和2年8月

農林水産省

目 次

I 卸売市場制度の概要

(1) 卸売市場の定義	1
(2) 卸売市場に関する基本方針	1
(3) 卸売市場の種類	1
(4) 認定要件	1
(5) 卸売市場の機能	2
(6) 卸売市場制度の変遷	3
(参考) 卸売市場法制定(昭和46年)以降の他法による改正の経緯	6
(7) 改正卸売市場法による「卸売市場に関する基本方針」	7
(8) 令和2年度卸売市場関係予算の概要	10
(9) 卸売市場に係る融資制度	12
(10) 卸売市場に係る税制特例	14

II 卸売市場の現状

(1) 卸売市場の取引の流れ	15
(2) 卸売市場の数、取扱金額、市場関係業者数	15
(参考1) 卸売市場数の推移	16
(参考2) 卸売市場の取扱金額の推移	16
(3) 卸売市場経由率の推移	17

III 中央卸売市場関係

1 中央卸売市場の現状

(1) 卸売市場の種類と数、取扱金額、市場関係業者数	19
(2) 中央卸売市場の取扱実績の推移	19
(参考1) 中央卸売市場配置図	20
(参考2) 開設都市、市場数、取扱金額一覧	21

2 中央卸売市場における取引

(1) せり・入札取引の割合	22
(2) 委託集荷の割合	22

3 中央卸売市場の卸売業者の状況

(1) 中央卸売市場卸売業者数の推移	23
(2) 中央卸売市場卸売業者の取扱金額	23
(3) 中央卸売市場の取扱規模別卸売業者数	24
(4) 中央卸売市場卸売業者の卸売相手先別金額割合	24
(5) 中央卸売市場における市場外指定保管場所の状況	24
(6) 中央卸売市場における承認保管場所(予約相対取引) 及び電子商取引に係る商物分離取引の状況	24

4 集荷の状況

(1) 中央卸売市場の集荷先別取扱状況(青果)	25
(参考) 全国の青果物卸売市場の他市場からの転送による入荷量	26
(2) 中央卸売市場の集荷先別取扱状況(水産物)	27

5	仲卸業者等の状況	
(1)	中央卸売市場仲卸業者数の推移	31
(2)	中央卸売市場仲卸業者の仕入高規模別内訳等	31
(3)	中央卸売市場仲卸業者の仕入先及び販売先別金額割合	32
(4)	中央卸売市場仲卸業者の代金回収状況	32
(5)	中央卸売市場売買参加者の業種別割合等	33
(6)	中央卸売市場売買参加者数の仕入高規模別内訳等	33
6	中央卸売市場の卸売業者及び仲卸業者の経営状況	
(1)	中央卸売市場卸売業者の営業収支の内訳	34
(2)	中央卸売市場卸売業者のうち営業損失・経常損失を計上した割合	34
(3)	中央卸売市場卸売業者の収益性比較	34
(4)	中央卸売市場仲卸業者の経営動向	35
(5)	中央卸売市場仲卸業者の法人企業のうち営業損失・経常損失を計上した企業の割合	35
(6)	中央卸売市場の卸売業者及び仲卸業者の従業員数	35
IV	地方卸売市場関係	
1	地方卸売市場の現状	
(1)	卸売市場の種類と数、取扱金額、市場関係業者数	36
(2)	地方卸売市場の取扱実績の推移	36
2	地方卸売市場における取引	
(1)	せり・入札取引の割合	37
(2)	委託集荷の割合	37
3	地方卸売市場の卸売業者の状況	
(1)	地方卸売市場卸売業者数等の推移	38
(2)	地方卸売市場の取扱規模別卸売業者数の推移	38
V	卸売市場の会計	
1	卸売市場会計の現状	
(1)	中央卸売市場開設者の会計の概況	39
(2)	市場建設改良費の財源内訳	39
	(参考1) 地方債の発行額の推移	40
	(参考2) 地方債計画	40
2	地方公営企業に関する法令等	40
VI	その他関連データ	
1	食料品小売業の状況	
(1)	専門小売店の生鮮食料品の販売額	42
(2)	飲食料品小売業の分類別商店数、従業者数及び年間販売額	42
2	外食産業の状況	
(1)	外食産業市場規模推計の内訳	43
(2)	外食産業の市場規模の推移	44
(3)	食料消費支出の推移	44
【参考】		
	卸売市場法に基づく中央卸売市場の認定	45

I 卸売市場制度の概要

(1) 卸売市場の定義

卸売市場とは、野菜、果実、魚類、肉類、花き等の生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であって、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう（卸売市場法（以下「法」という。）第2条第2項）。

(2) 卸売市場に関する基本方針

農林水産大臣は、次に掲げる事項について、卸売市場に関する基本方針を定めるものとする。（法第3条）

1. 卸売市場の業務の運営に関する基本的な事項
2. 卸売市場の施設に関する基本的な事項
3. その他卸売市場に関する重要な事項

(3) 卸売市場の種類

1. 中央卸売市場

卸売市場が卸売市場法施行規則（以下「省令」という。）で定める基準（※）に該当するものであって、法第4条第1項の規定により農林水産大臣の認定を受けた卸売市場

※ 卸売市場の取扱品目が属する以下の①～⑤に掲げる生鮮食料品等の区分に応じ、その卸売場、仲卸売場及び倉庫（冷蔵又は冷凍で保管するものを含む。）の面積の合計が、おおむねそれぞれ当該各号に定める面積（その取扱品目が当該各号の二以上の生鮮食料品等の区分に属する場合には、当該各号に定める面積のうち最も大きな面積）以上であること（省令第1条）

生鮮食料品等の区分	施設規模の基準
① 野菜及び果実	10,000 平方メートル
② 生鮮水産物	10,000 平方メートル
③ 肉類	1,500 平方メートル
④ 花き	1,500 平方メートル
⑤ 前各号に掲げる生鮮食料品等以外の生鮮食料品等	1,500 平方メートル

2. 地方卸売市場

法第13条第1項の規定により都道府県知事の認定を受けた卸売市場

3. その他の卸売市場

①、②以外の卸売市場（法の規定は適用されない。ただし、都道府県の判断で条例で必要な規制や支援をすることができる。）

(4) 認定要件

法第4条第1項及び法第13条第1項の認定の申請があった場合、次に掲げる要件に適合すると認められるときは、認定をするものとする（法第4条第5項及び第13条第5項）。

1. 申請書及び業務規程の内容が、基本方針に照らし適切であること
2. 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと
3. 業務規程の「卸売市場の業務の方法」が次に掲げる事項を内容とするものであること
 - ① 開設者が取引参加者を不当に差別的な取扱いをしないこと
 - ② 開設者が省令で定める取引結果等を公表すること
 - ③ 開設者が取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な措置をとることができること
4. 業務規程の「卸売市場の業務の方法」として次に掲げる事項が定められ、公表されていること
 - ① 品目ごとの売買取引の方法
 - ② 売買取引における決済の方法

5. 業務規程に定められている遵守事項が次に掲げられる事項を内容とするものであること

① 売買取引の原則	取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行うこと
② 差別的取扱いの禁止	卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対し、不当に差別的な取扱いをしないこと
③ 売買取引の方法	卸売業者は、4①に掲げる方法により卸売をすること
④ 売買取引の条件の公表	卸売業者は、取扱品目その他売買取引の条件を公表すること
⑤ 受託拒否の禁止 (※中央卸売市場のみ)	卸売業者は、その取扱品目に属する生鮮食料品等について、市場における卸売のための販売の委託があった場合に、正当な理由がある場合を除き、その引き受けを拒まないこと
⑥ 決済の確保	(1) 取引参加者は、4②に掲げる方法により決済を行うこと (2) 卸売業者は、事業報告書を作成し、開設者に提出するとともに、財務に関する情報について閲覧の申出があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること
⑦ 売買取引の結果等の公表	卸売業者は、省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の売買取引の結果等を公表すること

6. 5に掲げる事項以外の遵守事項が定められている場合には、次に掲げる要件に適合するものであること

- ① 当該遵守事項が5に掲げる事項の内容に反するものでないこと
- ② 当該遵守事項が取引参加者に意見を聴いて定められていること
- ③ 当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が公表されていること

(参考) その他の遵守事項の例

- (1) 商物分離：卸売市場外にある生鮮食料品等の卸売業者による卸売
- (2) 第三者販売：仲卸業者及び売買参加者（開設者から事実行為として承認等を受けて卸売業者から卸売を受ける者をいう。）以外の者への卸売業者による卸売
- (3) 直荷引き：仲卸業者による卸売業者以外の者からの買受け
- (4) 自己買受け：卸売業者による卸売の相手方としての買受け
- (5) 地方卸売市場における受託拒否の禁止：地方卸売市場において出荷者から販売の委託があった場合の卸売業者による受託拒否の禁止

7. 開設者が取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な体制を有すること
8. 卸売市場が生鮮食料品等の円滑な取引を確保するために必要な施設を有すること
9. 開設者が、卸売市場の業務の運営に必要な資金を確保することが見込まれること
10. 卸売業者が存在し、卸売業者が卸売の業務を適確に遂行することができると見込まれること

(5) 卸売市場の機能

1. 集荷（品揃え）、分荷機能（全国各地から多種多様な商品を集荷するとともに、需要者のニーズに応じて、迅速かつ効率的に、必要な品目、量に分荷）
2. 価格形成機能（需給を反映した迅速かつ公正な評価による透明性の高い価格形成）
3. 代金決済機能（販売代金の迅速・確実な決済）
4. 情報受発信機能（需給に係る情報を収集し、川上・川下にそれぞれ伝達）

(6) 卸売市場制度の変遷

	主 内 容
中央卸売市場法 (大正12年法律 第32号) 大正12年3月 30日公布 同年11月1日施行	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中央卸売市場の開設者を主務大臣の指定する区域の地方公共団体及び公益法人(特別な場合)に限定 2. 中央卸売市場の開設の認可制と主務大臣に対する在来市場の閉鎖命令権の賦与 3. 中央卸売市場整備に対する補助金の交付 4. 卸売業者について地方長官の営業許可制 5. せり売の原則
<昭和31年改正> 中央卸売市場法の一部 を改正する法律 (昭和31年法律 第158号) 昭和31年6月 22日公布 同年9月20日施行	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中央卸売市場を開設できる指定区域の基準(政令一人口15万人以上)の設定 2. 開設者を地方公共団体に限定 3. 卸売業者の許可権限を農林大臣に変更 4. 開設者に対する卸売業者の最高限度の設定権の賦与と卸売業者の許可に当たっての開設者の意見の尊重義務 5. 農林大臣の認可を受けた卸売業者の合併、営業譲渡及び協定の締結に関し、独占禁止法の適用除外 6. 仲買業者の売買参加に関する規定の新設 7. 類似市場の届出制の新設
<昭和33年改正> 中央卸売市場法の一部 を改正する法律 (昭和33年法律 第123号) 昭和33年5月 1日公布 同年6月30日施行	<ol style="list-style-type: none"> 1. 卸売人の純資産額に関する規定の新設 2. 開設者に対する卸売業者の取引方法の制限権賦与 3. 中央卸売市場の名称使用制限
<昭和36年改正> 中央卸売市場法の一部 を改正する法律 (昭和36年法律 第233号) 昭和36年11月 16日公布 37年1月15日施行	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中央卸売市場の開設・整備に関する計画の樹立とその円滑な実施を図るための措置(勧告及び財政援助)についての規定の新設整備 2. 卸売業者の業務・会計に関する改善措置命令、役員解任命令等卸売業者に対する監督規定の整備 3. 卸売業者の兼業業務の届出制の新設 4. 中央卸売市場審議会の設置
卸売市場法制定 (昭和46年法律 第35号) 昭和46年4月 3日公布 同年7月1日施行	<ol style="list-style-type: none"> 1. 卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画(農林大臣)並びに都道府県卸売市場整備計画(都道府県知事) 2. 卸売市場整備に対する国の助成 3. 中央卸売市場開設区域の指定と農林大臣による開設の認可制 4. 農林大臣による卸売業者の許可制と卸売業者に対する監督規定の整備 5. 開設者による仲卸業者の許可制と売買参加者の承認制 6. せり・入札及び委託集荷の原則やその例外としての相対取引、買付集荷の規定の整備 7. 地方卸売市場の開設及び卸売業者に関する都道府県知事の許可制と取引規定の整備

	主 内 容
<p><平成11年改正> 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律 (平成11年法律第109号) 平成11年7月26日公布 同年7月26日施行</p>	<p>1. 市場関係業者の経営体質の強化 (i)卸・仲卸の経営体質強化(食品流通構造改善促進法の改正) ①事業譲受け・合併による大型化 ②仲卸業者の共同事業による業者数の適正化 ③そのための金融上の支援措置 (ii)卸売業者の財務の健全化 ①流動比率等の指導基準の明確化 ②卸売業者に対する経営改善命令等</p> <p>2. 取引方法の改善 (i)公正・公開・効率の原則の確立 (ii)市場・品目ごとに、関係者の意見を聴いて、開設者が取引方法を業務規程(条例等)で設定 ①相対の価格・数量を公表 ②最低せり数量の設定 (iii)市場関係者で構成する市場取引委員会の設置 (iv)卸売業者による取引結果の公表等 (v)確実な決済確保の明示 (vi)商物一致規制・委託集荷規制の緩和</p> <p>3. 卸売市場の再編の円滑化 開設者をより広域的な主体へ変更する場合に必要な規定の整備</p>
<p><平成16年改正> 卸売市場法の一部を改正する法律 (平成16年法律第96号) 平成16年6月9日公布 同年6月9日施行</p>	<p>1. 食の安全・安心への対応 卸売市場における品質管理の徹底 ①卸売市場整備基本方針等において品質管理の高度化のための措置を規定 ②開設者が業務規程において品質管理の方法を規定</p> <p>2. 規制の弾力化 (i)商物一致規制の緩和 規格性のある物品について電子商取引等を行う場合、市場内に現物を搬入せずに卸売を行うことが可能 (ii)買付集荷の自由化 (iii)第三者販売・直荷引きの弾力化(省令対応) 生産者や外食・加工・小売業者等と卸・仲卸との連携強化や地方の卸売市場のネットワーク化を図るため、規制を緩和</p> <p>3. 市場機能の強化 (i)卸売市場の再編の促進 ①中央卸売市場整備計画に、地域の特性・要望に十分配慮し、市場ごとの自主性を基本に、運営の広域化又は地方卸売市場への転換が必要な市場の位置付け ②卸売市場の再編を進めるための手続規定を整備 (ii)卸売手数料の弾力化(平成21年4月から施行) (iii)業務内容の多角化 ①兼業等の届出制を廃止 ②市場外での販売活動に関する規制を緩和 (iv)仲卸業者に対する財務基準の明確化 (v)取引情報公表の充実</p>

	主 内 容
<p>＜平成30年改正＞ 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律 (平成30年法律第62号) 平成30年6月22日公布</p> <p>○卸売市場法の一部改正 平成32年6月21日施行※</p>	<p>1. 卸売市場法の改正</p> <p>(1) 卸売市場に関する基本方針 農林水産大臣が下記事項を定めた卸売市場に関する基本方針を策定・公表</p> <p>(i)業務の運営に関する基本的な事項 (ii)施設に関する基本的な事項 (iii)その他重要事項</p> <p>(2) 中央卸売市場及び地方卸売市場の認定</p> <p>1 (1)の基本方針等に即し、生鮮食料品等の公正な取引の場として、下記①から⑥の共通の取引ルールを遵守し、公正・安定的に業務運営を行える卸売市場を、中央卸売市場又は地方卸売市場として農林水産大臣又は都道府県知事が認定・公示し、指導・検査監督する旨を規定</p> <p>(中央卸売市場については、その施設の規模が省令で定める基準に該当する卸売市場に限定して認定)</p> <p>①売買取引の方法の公表 ②差別的取扱いの禁止 ③受託拒否の禁止(中央卸売市場のみ) ④代金決済ルールの策定・公表 ⑤取引条件の公表 ⑥取引結果の公表 ⑦その他の取引ルールの公表(※)</p> <p>※各卸売市場は、共通の取引ルールに反しない範囲において、第三者販売、直荷引き、商物分離等について、取引参加者の意見を聴くなど公正な手続を踏み、設定することが可能。</p> <p>(3) 卸売市場の施設整備に対する国の助成</p> <p>2 (2)の食品等流通合理化計画に従って行われる中央卸売市場の整備に対し、国は、予算の範囲内において、その費用の4/10以内を補助することが可能</p>
<p>○食品流通構造改善促進法の一部改正 平成30年10月22日施行※</p> <p>※一部を除く</p>	<p>2. 食品流通構造改善促進法の改正 (題名を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改正)</p> <p>(1) 食品等の流通の合理化に関する基本方針 農林水産大臣が下記事項を定めた食品等の流通の合理化に関する基本方針を策定・公表</p> <p>(i)流通の効率化に関する措置 (ii)品質・衛生管理の高度化に関する措置 (iii)情報通信技術等の利用に関する措置 (iv)国内外の需要への対応に関する措置</p> <p>(2) 食品等流通合理化計画の認定</p> <p>2 (1)の基本方針に即し、食品等の流通の合理化を図る事業に関する計画を農林水産大臣が認定</p> <p>(3) 支援措置 認定を受けた食品等流通合理化計画に対する、株式会社農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)による出資等の支援措置を新設</p> <p>(4) 食品等流通調査 食品等の取引の適正化のため、農林水産大臣が、食品等の流通全般を対象に定期的な調査を行い、結果に応じて必要な措置を講じ、不公正な取引方法があると思料する場合には公正取引委員会に通知する旨の規定を新設</p>

(参考)卸売市場法制定(昭和46年)以降の他法による改正の経緯

公布日	卸売市場法を改正した法律名等	卸売市場法の改正概要
昭和53年7月5日	農林省設置法の一部を改正する法律附則第17条による改正	・規定中「農林省」を「農林水産省」に、「農林大臣」を「農林水産大臣」に、「農林省令」を「農林水産省令」に改める
昭和55年3月31日	租税特別措置法の一部を改正する法律附則第32条による改正	・第73条第2項を削除、同条第3項を同条第2項とする等
昭和61年12月26日	地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律第29条による改正	・第6条第1項、第3項及び第4項中「都道府県知事」を「都道府県」に改める
平成3年5月2日	食品流通構造改善促進法附則第3条による改正	・第70条の削除 ・第4条第3項、第5条第3項、第7条第2項、第12条中「卸売市場審議会」を「食品流通審議会」に改める ・第5章の章名を「都道府県卸売市場審議会」に改める等
平成5年11月12日	行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第184条による改正	・第19条第5項の改正 ・第25条第3項及び第65条第3項中「処分」を「許可の取消しに係る聴聞」に改める ・第49条第2項を改め、同条第5項とし、同条第2、第3、第4項を追加
平成6年6月29日	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第63条による改正	・第8条第2号中「共同処理する」を「処理する」に、「規定による一部事務組合」を「一部事務組合又は広域連合」に改める
平成9年6月20日	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律第6条による改正	・第21条第5項及び第29条から第32条まで削除
平成11年7月16日	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律第288条による改正	・第17条第1項第3号、同項第4号ハ、同号ニ、第53条第1項第1号、第77条第4号、第79条第7号を改正 ・第49条第1項を改正、同条第2項を新たに追加 ・第76条の改正 等
平成11年12月22日	中央省庁等改革関係法施行法第837条による改正	・本則中「食品流通審議会」を「食料・農業・農村政策審議会」に改める ・第76条の見出しを改め、同条第2項を新たに追加
平成12年5月31日	商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第95条による改正	・第21条に会社分割に係る規定を追加
平成13年3月30日	租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第43条による改正	・第73条第1項及び第2項に会社分割に係る規定を追加
平成14年2月8日	日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律第48条による改正	・附則第11条の改正
平成17年7月26日	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第376条による改正	・第16条第1項第2号中「資本」を「資本金」に、第21条の見出し及び同条第1項中「営業」を「事業」に、第73条第2項中「資本」を「資本金」にそれぞれ改める
平成18年3月31日	所得税法等の一部を改正する等の法律附則第186条による改正	・第73条第1項及び第2項の開設者に係る規定を削除
平成23年6月30日	現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律附則第89条による改正	・第73条の削除
平成25年6月14日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第44条による改正	・第16条第2項の改正(中央卸売市場の開設者が卸売業務の許可等に係る申請書を受理した場合における大臣への意見の添付の義務付けを廃止) ・第58条第3項の改正

(平成30年農林水産省告示第2278号)
卸売市場に関する基本方針

第1 卸売市場の業務の運営に関する基本的な事項

1 卸売市場の位置付け（法第1条、第2条、第4条及び第13条関係）

中央卸売市場及び地方卸売市場（以下単に「卸売市場」という。）が有する集荷及び分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要であり、卸売業者の集荷機能、仲卸業者の目利き機能等が果たされることにより、食品等の流通の核として国民に安定的に生鮮食料品等を供給する役割を果たすことが期待される。

他方、生産者の所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応のためには、卸売市場を含めて新たな需要の開拓や付加価値の向上を実現することが求められる。

流通が多様化する中で、卸売市場は、生鮮食料品等の公正な取引の場として、特定の取引参加者を優遇する差別的取扱いの禁止のほか、取引条件や取引結果の公表等公正かつ透明を旨とする共通の取引ルールを遵守し、公正かつ安定的に業務運営を行うことにより、高い公共性を果たしていくことが期待される。

また、地方公共団体を始めとする開設者は、地域住民からの生鮮食料品等の安定供給に対するニーズに応えつつ、高い公共性を果たす必要がある。

2 卸売市場におけるその他の取引ルールの設定（法第4条第5項第6号及び第13条第5項第6号関係）

開設者は、法に基づき、取引参加者の意見を十分に聴いた上で、その他の取引ルールとして、次のような行為について遵守事項を定めることができる。

ア 商物分離

卸売市場外にある生鮮食料品等の卸売業者による卸売

イ 第三者販売

仲卸業者及び売買参加者（開設者から事実行為として承認等を受けて卸売業者から卸売を受ける者をいう。以下同じ。）以外の者への卸売業者による卸売

ウ 直荷引き

仲卸業者による卸売業者以外の者からの買受け

エ 自己買受け

卸売業者による卸売の相手方としての買受け

オ 地方卸売市場における受託拒否の禁止

地方卸売市場において出荷者から販売の委託があった場合の卸売業者による受託拒否の禁止

開設者は、その他の取引ルールを定める場合には、卸売業者及び仲卸業者だけでなく出荷者や売買参加者を始めとする取引参加者の意見を偏りなく十分に聴き、議事録等を公表する等により今後の事業展開に関する新しいアイデア等を共有するほか、卸売市場の施設を有効に活用する新規の取引参加者の参入を促す等、取扱品目ごとの実情に応じて卸売市場の活性化を図る観点から、ルール設定を行う。

3 卸売市場における指導監督

(1) 開設者による指導監督（法第4条第5項第3号ハ及び第7号並びに第13条第5項第3号ハ及び第7号関係）

開設者は、取引参加者が遵守事項に違反した場合には、指導及び助言、是正の求め等の措置を講ずるとともに、卸売業者の事業報告書等を通じて卸売業者の財務の状況を定期的に確認する。

また、開設者は、卸売市場の業務を適正に運営するため、指導監督に必要な人員の確保等を行う。

(2) 国及び都道府県による指導監督（法第9条から第12条まで（第14条において準用する場合を含む）関係）

農林水産大臣及び都道府県知事は、毎年、開設者から卸売市場の運営の状況に関する報告を受けるとともに、卸売業者等の業務の状況を把握する。

また、農林水産大臣及び都道府県知事は、必要に応じ、開設者に対して報告徴収及び立入検査を行い、指導及び助言や措置命令の措置を講ずるほか、重大な法令違反等があった場合にはその認定を取り消すことにより、卸売市場における公正な取引を確保する。

第2 卸売市場の施設に関する基本的な事項

1 卸売市場の施設整備の在り方（法第4条第5項第8号、第13条第5項第8号及び第16条関係）

卸売市場は、都市計画との整合等を図りつつ取扱品目の特性、需要量等を踏まえ、売場施設、駐車施設、冷蔵・冷凍保管施設、輸送・搬送施設、加工処理施設、情報処理施設等、円滑な取引に必要な規模及び機能を確保する。

また、開設者の指定を受けて卸売業者、仲卸業者等が保有する卸売市場外の施設を一時的な保管施設として活用し、卸売市場の施設の機能を有効に補完する。

その上で、各卸売市場ごとの取引実態に応じて、次のような創意工夫をいかした事業展開が期待される。

(1) 流通の効率化

トラックの荷台と卸売場の荷受口との段差がなく円滑に搬出入を行うことができるトラックバースや、産地から無選別のまま搬入した上で一括して選果等を行う選別施設の整備、卸売市場内の物流動線を考慮した施設の配置等、卸売市場における流通の効率化に取り組む。

また、複数の卸売市場間のネットワークを構築し、一旦拠点となる卸売市場に集約して輸送した後他の卸売市場へと転送するハブ・アンド・スポーク等、他の卸売市場と連携した流通の効率化に取り組む。

(2) 品質管理及び衛生管理の高度化

トラックの荷台と低温卸売場の荷受口との隙間を埋めて密閉するドッグシェルターや、低温卸売場、冷蔵保管施設、低温物流センターの整備等によるコールドチェーンの確保に取り組む。

また、輸出先国の HACCP 基準を満たす閉鎖型施設や、品質管理認証の取得に必要な衛生設備等、高度な衛生管理に資する施設の整備に取り組む。

(3) 情報通信技術その他の技術の利用

IoTを始めとする情報通信技術の導入により、低温卸売場の温度管理状況、保管施設の在庫状況、物流センターの出荷・発注状況等を事務所にいながらリアルタイムで把握できるようにする等、情報通信技術等の利用による効率的な商品管理等に取り組む。

(4) 国内外の需要への対応

加工食品の需要の増大に対応するための加工施設の整備、小口消費の需要の増大に対応するための小分け施設やパッケージ施設の整備等、国内の需要に的確に対応するための施設の整備に取り組む。

また、全国各地から多種多様な商品が集まる特性をいかし、加工や包装、保管、輸出手続等を一貫して行う輸出拠点施設の整備等、海外の需要に的確に対応するための施設の整備に取り組む。

(5) 関連施設との有機的な連携

主として生鮮食料品等の卸売を行う卸売市場の役割を基本としつつ、関係者間の調整を行った上で、卸売市場外で取引される食品等を含めて効率的に輸送する、既に市場まつり等の取組もなされているが、卸売市場の役割に支障を及ぼさない範囲で施設を有効に活用する、卸売市場から原材料を供給して加工食品を製造する等、卸売市場の機能を一層有効に発揮できるよう、卸売市場の内外において関連施設の整備に取り組む。

2 国による支援（法第16条関係）

卸売市場の施設の整備には、予算措置により国が助成し、特に中央卸売市場の開設者が食品等流通合理化計画に従って施設の整備を行う場合には、法に基づき、予算の範囲内において、その費用の10分の4以内を補助することができる。

第3 其他卸売市場に関する重要事項

1 災害時等の対応

開設者、卸売業者及び仲卸業者は、災害等の緊急事態であっても継続的に生鮮食料品等を供給できるよう、事業継続計画（BCP）の策定等に努めるとともに、開設者は、社会インフラとして迅速に生鮮食料品等を供給できるよう、地方公共団体と食料供給に関する連携協定の締結等に努める。

2 食文化の維持及び発信

開設者、卸売業者及び仲卸業者は、多種多様な野菜及び果物、魚介類、肉類等の食材の供給や、小中学生や消費者との交流等を通じて、食文化の維持及び発展に努める。

3 人材育成及び働き方改革

卸売業者及び仲卸業者は、人手不足の中で必要な人材を確保するため、労働負担を軽減する設備の導入、休業日の確保、女性が働きやすい職場づくり等、卸売市場の労働環境の改善に努める。

(8) 令和2年度卸売市場関係予算の概要

1. 食品流通拠点施設整備対策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金）

【20,263(23,241)百万円の内数】

ア 卸売市場施設整備

中央卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「市場法」という。）第4条第1項に基づく認定を受けた卸売市場若しくは同項に基づく認定を受けることが確実と認められる卸売市場をいう。）及び地方卸売市場（市場法第13条第1項に基づく認定を受けた又は受けることが確実と認められる卸売市場をいう。）が、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第5条第1項に基づく認定を受けた食品等流通合理化計画（以下「認定計画」という。）に従って実施する施設の改良、造成若しくは取得（以下「整備」という。）であって、以下の取組に該当するものに対し支援します。

(ア) 品質・衛生管理高度化施設整備の取組

産地・実需者から求められる品質・衛生管理に対応するためのコールドチェーンの確立や、HACCPに対応するなど卸売市場の取扱物品の品質・衛生管理機能を高度化させるためのもの

(イ) 物流効率化に向けた施設整備の取組

卸売市場内の運搬経路の最適化や市場内外における交通渋滞等を緩和させるなど、卸売市場の物流を効率化させるためのもの

(ウ) 卸売市場統合・連携促進施設整備の取組

他の卸売市場との統合、連携等に係る取組であり、取扱数量の増加に資するため等のもの

(エ) 輸出促進対応卸売市場施設整備の取組

輸出拡大計画を作成し、取扱数量の増加を含む輸出の促進が図られるためのもの

(オ) 卸売市場防災対応施設整備の取組

既存卸売市場における耐震診断に基づく耐震化や地域防災計画等に即した防災対策等により防災対応を図るためのもの

〔 事業実施主体：地方公共団体、事業協同組合 等 〕
補助率：定額（4／10以内、1／3以内）

イ 共同物流拠点施設整備

認定計画に従って実施する施設の整備であり、農林水産物等の共同配送等に必要ストックポイント等の物流拠点の施設の整備に対し支援します。

〔 事業実施主体：地方公共団体、事業協同組合、流通業者 等 〕
補助率：定額（1／3以内）

2. 食品等流通合理化促進事業

【156（278）百万円】

人手不足に対応しつつ、川上から川下までの特定の段階に負担が偏重しないよう、サプライチェーン全体で一貫した流通合理化対策を推進するため、RFID、ブロックチェーン、AI等を用いて、蓄積されたデータの共有・活用や省人化・省力化を実現するための食品流通プラットフォームの構築等を進めます。

ア 農産物等物流業務効率化モデル形成事業

ICTで管理する出荷・搬入情報等を活用して生産者、流通業者等が行う次の取組を支援します。

船舶輸送体制の構築に向けた輸送実証、共同輸送体制の確立に向けた実証、簡素化した出荷規格による流通実証及び最新鋭の冷蔵技術等を活用した新たな出荷体制の確立に向けた実証

〔補助率：定額、1／2〕
〔事業実施主体：民間団体等〕

イ 輸出拠点・流通新技術導入モデル形成事業

(ア) 調査・実証事業

食品流通業者等が、RFID、ブロックチェーン、AI等の先端技術を用いた食品流通プラットフォームの構築や流通合理化に必要な調査・実証及び設備・物流機材のリース導入に対し、次のような取組を支援します。

- ① ブロックチェーンを活用し、農産物の生産履歴（品質情報等）や流通履歴（温度管理情報等）の情報共有化等に資するモデル実証
- ② 関係者による決済プラットフォームを構築し、電子マネーなどによる電子決済化に資するモデル実証
- ③ 卸売市場などを輸出拠点化に向け、輸出手続のワンストップ化や輸出先国までの農産物等の鮮度維持に向けた試験輸送等に資するモデル実証

(イ) 設備・機器リース導入事業

食品流通業者等が、食品流通プラットフォームの構築や流通合理化に必要な先端技術を用いた設備・物流機材のリース導入を支援します。

〔補助率：(ア)の事業は定額、(イ)の事業は1／2〕
〔事業実施主体：食品流通業者等（協議会を含む）〕

(9) 卸売市場に係る融資制度（日本政策金融公庫による食品流通改善資金）

1. 卸売市場近代化施設

生鮮食料品等の生産及び流通の円滑化、国民消費生活の安定向上に果たすべき卸売市場の重要な役割にかんがみ、卸売市場の施設、卸売市場の卸売業者及び仲卸業者の業務の近代化を図るための必要な施設の造成等について長期・低利資金を株式会社日本政策金融公庫から融通する。

ア 貸付けの相手方（中小企業者に限る。）

中央卸売市場又は地方卸売市場において事業を営む者であって次に掲げる者。

- a 卸売市場（付設集団売場（※）を含む。）の開設者（地方公共団体を除く。）又はその出資・組織する法人
- b 卸売市場の卸売業者又はその出資・組織する法人
- c 卸売市場の仲卸業者又はその出資・組織する法人

（※）当該卸売市場の区域内に又はこれに隣接して設置され、主として当該卸売市場の取扱品目以外の農畜水産物の販売の業務の用に供される集团的な売場であって、当該卸売市場の一部であると認めることを相当とするもの

イ 貸付け金の使途

- a 卸売市場施設
卸売市場の業務に必要な施設の改良、造成又は取得
- b 卸売業者施設
倉庫、冷蔵庫、計算センター、運搬機械、処理加工施設、事務用機械、従業員宿舎又は場内事務所の改良、造成又は取得
- c 仲卸業者施設
倉庫、冷蔵庫、計算センター、配達センター、運搬機械、処理加工施設、事務用機械、従業員宿舎又は仲卸店舗設備の改良、造成又は取得

ウ 償還期限（据置期間）

- a 卸売市場施設：25年以内（5年以内）
- b 卸売業者施設：15年以内（3年以内）
- c 仲卸業者施設：15年以内（3年以内）

エ 貸付限度額

- a 卸売市場施設：負担する額の80%以内（限度額なし）
- b 卸売業者施設及び仲卸業者施設：負担する額の70%以内（限度額あり、ただし以下特例の場合限度額なし）
（貸付限度額の特例）

東京都中央卸売市場（新設市場－豊洲地区）の整備に伴う卸売業者施設又は仲卸業者施設の新設又は全面的な改良については貸付限度額なし（平成33年3月31日までに貸付けの決定を行ったものに限る。）

2. 卸売市場機能高度化型施設

近年の食品の流通部門を取り巻く著しい情勢の変化に対処し、生産者及び実需者双方のニーズに的確に応じていくため、

- ① コールドチェーン体制の確立や加工・調製及び保管・配送機能の強化
- ② 市場関係業者の連携、統合大型化による効率的な物流の確立、経営の合理化等の取組により、市場関係業者が卸売市場の機能の高度化を図るために必要な長期・低利資金を株式会社日本政策金融公庫から融通する。

ア 貸付けの相手方

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第6条第2項に規定する認定計

画（以下「認定計画」という。）に基づいて食品等流通合理化事業を実施する者であつて次に掲げる者（中小企業者に限る。）

- a 卸売市場（付設集卸売場を含む。）の開設者（地方公共団体を除く。）
- b 卸売市場の卸売業者
- c 卸売市場の仲卸業者
- d 卸売市場の仲卸業者の組織する事業協同組合及び事業協同小組合

イ 貸付け金の使途

認定計画に基づいて行う食品等流通合理化事業の実施に必要な施設等のうち次に掲げるもの

- a 品質管理保全施設、定温輸送車、自動仕分け・搬送保管施設、加工・調製施設又は包装・こん包施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得
- b 情報処理施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得
- c 卸売業者が他の卸売業者から、又は仲卸業者が他の仲卸業者から営業を譲り受けることに伴う当該卸売業務又は仲卸業務に係る施設の取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得
- d 卸売市場の業者間（業者は、卸売業者及び仲卸業者に限る。）の資本提携による支配関係の構築のための出資

ウ 償還期限（据置期間）

15年以内（3年以内）

エ 貸付限度額

負担する額の80%以内（限度額なし）

(10) 卸売市場に係る税制特例

1. 国 税

(1) 所得税・法人税の特例

土地収用法の規定に基づいて卸売市場用地に供するために収用され、譲渡収入により代替資産を取得した場合、原則として、当該譲渡収入がなかったものとみなす（適用期限：なし）

土地収用法の規定に基づいて卸売市場用地に供するために収用され、譲渡収入を得た場合、当該譲渡収入から5,000万円を控除（適用期限：なし）

(2) 地価税の特例（当分の間、課税の停止）

地方卸売市場の用に供されている土地等については非課税（適用期限：なし）

2. 地方税

(1) 不動産取得税の特例

卸売市場の開設者、卸売業者及び仲卸業者並びにその組織する法人が、日本政策金融公庫（食品流通改善資金－卸売市場近代化施策）の貸付を受けて取得した共同利用施設の課税標準は、取得価格から融資額を控除した価格とする（但し、控除額は価格の2分の1以下）（適用期限：令和3年3月31日）

(2) 特別土地保有税の特例（課税の停止）

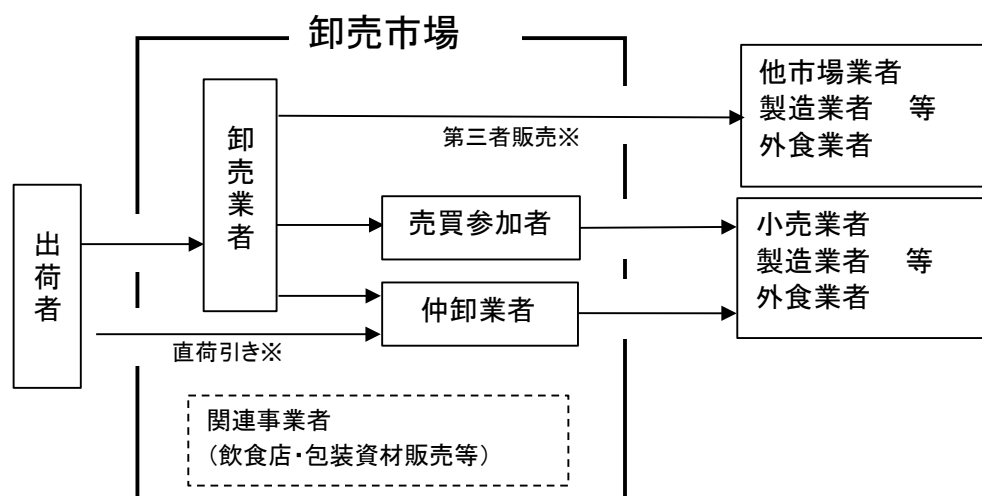
卸売市場の用に供する土地については非課税（適用期限：なし）

(3) 事業所税の特例

卸売市場及びその機能を補完する施設については非課税（適用期限：なし）

II 卸売市場の現状

(1) 卸売市場の取引の流れ



※第三者販売及び直荷引きについては、市場によっては業務規程においてその取引を制限している場合もある。

(2) 卸売市場の数、取扱金額、市場関係業者数

	市場数	取扱金額 (億円)	卸売業者数	仲卸業者数	売買参加者数
中央卸売市場	64 (40都市)	37,481	159	2,957	22,668
うち青果	49 (37都市)	18,829	68	1,263	10,447
水産物	34 (29都市)	14,504	55	1,550	3,183
食肉	10 (10都市)	2,821	10	58	1,824
花き	14 (10都市)	1,149	18	76	6,546
その他	6 (5都市)	178	8	10	668
地方卸売市場	1,025 (うち公設149)	29,529	1,212	2,556	99,498

資料：農林水産省食料産業局食品流通課調べ

(注) 1. (中央)市場数、卸売業者数：令和元年度末、他の業者数：平成30年度末、取扱金額：平成30年度
(地方)市場数、業者数：平成30年度末、取扱金額：平成30年度

2. 中央卸売市場の総合市場は36、青果物単独市場は13、水産物単独市場は4である。

3. 令和2年4月現在の中央卸売市場数は全体で64(40都市)。うち青果49(37都市)、水産物34(29都市)、食肉10(10都市)、花き14(10都市)、その他6(5都市)。令和2年4月現在の中央卸売市場卸売業者数は全体で159、うち青果68、水産物55、食肉10、花き18、その他8である。

(参考1)卸売市場数の推移

年度	区分	中央卸売市場	地方卸売市場			
			公 設	第三セクター	民 設	
16		86	1,304	152	36	1,116
17		86	1,286	150	39	1,097
18		84	1,259	151	37	1,071
19		81	1,237	155	38	1,044
20		79	1,207	156	39	1,012
21		76	1,185	156	38	991
22		74	1,169	153	37	979
23		72	1,159	151	37	971
24		72	1,144	155	38	951
25		70	1,105	154	36	915
26		67	1,092	157	37	898
27		64	1,081	156	38	887
28		64	1,060	151	37	872
29		64	1,037	151	36	850
30		64	1,025	149	33	843
元		64				

資料:農林水産省食料産業局食品流通課調べ

(注)各年度末の数値である。ただし、地方卸売市場については平成24年度までは各年度当初の数値である(24年度末の地方卸売市場は1,126(うち公設154、第三セクター37、民設935))。

(参考2)卸売市場の取扱金額の推移

(単位:億円)

年度	区分	中央卸売市場計		地方卸売市場計			
		青 果	水産物	青 果	水産物 (消費地)		
16		48,883	21,800	22,735	36,362	14,775	8,862
17		46,674	20,299	22,035	34,589	13,671	8,410
18		46,796	20,685	21,779	35,457	13,957	8,657
19		45,762	20,294	21,107	34,013	13,673	7,816
20		44,021	19,960	20,014	31,953	13,690	7,387
21		41,208	19,102	18,275	30,295	13,258	7,085
22		41,444	20,032	17,597	30,445	13,660	6,743
23		39,476	19,132	16,758	30,265	13,050	6,925
24		38,017	18,295	16,039	30,241	12,198	6,665
25		39,163	19,178	16,014	31,655	12,543	6,964
26		39,110	19,104	15,839	31,426	12,770	7,270
27		40,263	20,001	15,921	32,034	13,317	7,257
28		40,162	20,404	15,490	32,472	14,049	7,106
29		38,950	19,813	15,059	31,566	13,433	6,857
30		37,481	18,829	14,504	29,529	12,429	6,185

資料:農林水産省食料産業局食品流通課調べ

(3) 卸売市場経由率の推移

(単位:%)

区分 年度	青果		水産物	食肉	花き			
	野菜	果実			牛肉	豚肉		
元	82.7	85.3	78.0	74.6	23.5	43.4	13.5	83.0
2	81.6	84.7	76.1	72.1	22.6	38.2	14.0	82.3
3	80.3	82.5	76.2	76.7	19.6	34.1	12.3	86.6
4	79.4	85.1	69.9	75.6	17.9	28.8	11.7	83.1
5	79.8	84.5	72.0	70.2	16.3	22.7	12.1	85.8
6	74.5	82.4	62.8	70.2	16.0	22.5	11.5	85.1
7	74.0	80.5	63.4	67.6	15.5	21.5	11.1	81.9
8	74.6	82.3	61.7	69.4	14.9	21.5	10.6	84.1
9	74.6	82.8	61.6	71.0	15.1	20.4	11.2	85.5
10	74.3	81.8	61.7	71.6	15.5	20.3	12.1	85.6
11	70.9	79.4	57.2	68.6	16.7	22.5	12.8	83.7
12	70.4	78.4	57.6	66.2	17.1	23.3	12.6	79.1
13	68.9	78.7	54.1	62.5	14.3	18.5	11.8	79.6
14	69.6	79.1	55.0	61.2	13.4	17.7	11.0	79.7
15	69.2	78.9	53.7	63.4	12.2	15.8	10.3	80.9
16	66.1	77.3	49.0	62.9	11.6	17.3	9.0	82.6
17	64.5	75.2	48.3	61.3	10.3	16.4	7.5	82.8
18	64.6	75.8	46.6	62.5	10.1	15.5	7.3	85.4
19	61.7	73.2	43.6	60.0	10.2	15.8	7.4	83.0
20	63.0	73.8	45.7	58.4	9.8	15.8	7.0	84.0
21	64.6	75.5	47.1	58.0	10.3	15.7	7.5	85.1
22	62.4	73.0	45.0	56.0	9.9	15.1	7.2	83.4
23	60.0	70.2	42.9	55.7	9.4	14.4	6.9	84.4
24	59.2	69.2	42.4	53.4	9.9	15.2	7.1	78.7
25	60.0	70.2	42.2	54.1	9.8	14.6	7.3	78.0
26	60.2	69.5	43.4	51.9	9.5	14.8	6.9	77.8
27	57.5	67.4	39.4	52.1	9.2	14.3	6.8	76.9
28	56.7	67.2	37.7	52.0	8.6	12.9	6.6	75.6
29	55.1	64.3	37.6	49.2	8.3	12.3	6.4	75.0

資料:農林水産省「食料需給表」、「青果物卸売市場調査報告」等により推計

(注)卸売市場経由率は、国内で流通した加工品を含む国産及び輸入青果物、水産物、食肉、花きのうち、卸売市場(水産物についてはいわゆる産地市場を除く。)を経由したものの数量割合(花きについては金額割合)の推計値。

なお、参考までに、国内で流通した国産青果物のうち卸売市場を経由したものの数量割合についても同様に推計した。

(参考1) 国産青果物の卸売市場経由率の推移

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
青果	88.1%	87.7%	87.4%	85.9%	85.1%	85.8%	84.4%	81.2%	79.5%	78.5%

資料:農林水産省「食料需給表」、「青果物卸売市場調査報告」等により推計

(参考2)

(単位:千トン、花きは億円)

年度、項目	区分	青果		水産物	食肉		花き		
		野菜	果実		牛肉	豚肉			
元	総流通量(A)	23,661	15,113	8,548	8,744	3,179	1,059	2,120	5,247
	市場経由量(B)	19,558	12,888	6,670	6,520	745	460	286	4,355
	市場経由率(B)/(A)	82.7%	85.3%	78.0%	74.6%	23.5%	43.4%	13.5%	83.0%
	中央卸売市場の取扱量(C)	11,597	7,645	3,952	5,651	366	243	124	559
	中央卸売市場のシェア(C)/(A)	49.0%	50.6%	46.2%	64.6%	11.5%	22.9%	5.8%	10.7%
5	総流通量(A)	23,313	14,585	8,728	8,245	3,493	1,405	2,088	6,465
	市場経由量(B)	18,602	12,322	6,280	5,789	571	319	252	5,549
	市場経由率(B)/(A)	79.8%	84.5%	72.0%	70.2%	16.3%	22.7%	12.1%	85.8%
	中央卸売市場の取扱量(C)	11,222	7,556	3,666	4,764	247	147	101	1,228
	中央卸売市場のシェア(C)/(A)	48.1%	51.8%	42.0%	57.8%	7.1%	10.4%	4.8%	19.0%
10	総流通量(A)	23,248	14,541	8,707	8,029	3,600	1,505	2,095	6,796
	市場経由量(B)	17,265	11,897	5,368	5,751	559	306	253	5,819
	市場経由率(B)/(A)	74.3%	81.8%	61.7%	71.6%	15.5%	20.3%	12.1%	85.6%
	中央卸売市場の取扱量(C)	10,382	7,241	3,141	4,780	245	148	97	1,573
	中央卸売市場のシェア(C)/(A)	44.7%	49.8%	36.1%	59.5%	6.8%	9.8%	4.6%	23.1%
15	総流通量(A)	23,094	14,236	8,858	8,042	3,667	1,248	2,419	5,925
	市場経由量(B)	15,986	11,230	4,756	5,099	447	197	250	4,791
	市場経由率(B)/(A)	69.2%	78.9%	53.7%	63.4%	12.2%	15.8%	10.3%	80.9%
	中央卸売市場の取扱量(C)	9,903	7,062	2,841	4,395	224	135	89	1,563
	中央卸売市場のシェア(C)/(A)	42.9%	49.6%	32.1%	54.7%	6.1%	10.8%	3.7%	26.4%
20	総流通量(A)	22,699	14,009	8,690	7,007	3,656	1,189	2,467	4,885
	市場経由量(B)	14,307	10,333	3,974	4,090	360	188	172	4,105
	市場経由率(B)/(A)	63.0%	73.8%	45.7%	58.4%	9.8%	15.8%	7.0%	84.0%
	中央卸売市場の取扱量(C)	8,963	6,590	2,373	3,506	217	137	80	1,431
	中央卸売市場のシェア(C)/(A)	39.5%	47.0%	27.3%	50.0%	5.9%	11.5%	3.2%	29.3%
23	総流通量(A)	22,021	13,798	8,223	6,396	3,717	1,242	2,475	4,503
	市場経由量(B)	13,208	9,681	3,527	3,562	350	178	171	3,800
	市場経由率(B)/(A)	60.0%	70.2%	42.9%	55.7%	9.4%	14.4%	6.9%	84.4%
	中央卸売市場の取扱量(C)	8,085	6,093	1,992	2,906	212	134	78	1,333
	中央卸売市場のシェア(C)/(A)	36.7%	44.2%	24.2%	45.4%	5.7%	10.8%	3.1%	29.6%
24	総流通量(A)	22,619	14,244	8,375	6,432	3,672	1,236	2,436	4,602
	市場経由量(B)	13,401	9,853	3,548	3,436	362	188	174	3,623
	市場経由率(B)/(A)	59.2%	69.2%	42.4%	53.4%	9.9%	15.2%	7.1%	78.7%
	中央卸売市場の取扱量(C)	8,127	6,135	1,992	2,790	215	136	79	1,238
	中央卸売市場のシェア(C)/(A)	35.9%	43.1%	23.8%	43.4%	5.8%	11.0%	3.2%	26.9%
25	総流通量(A)	22,019	13,977	8,042	6,100	3,695	1,271	2,424	4,685
	市場経由量(B)	13,202	9,806	3,396	3,300	362	186	176	3,655
	市場経由率(B)/(A)	60.0%	70.2%	42.2%	54.1%	9.8%	14.6%	7.3%	78.0%
	中央卸売市場の取扱量(C)	8,091	6,174	1,917	2,615	218	136	82	1,264
	中央卸売市場のシェア(C)/(A)	36.7%	44.2%	23.8%	42.9%	5.9%	10.7%	3.4%	27.0%
26	総流通量(A)	21,809	14,045	7,764	6,086	3,706	1,240	2,466	4,649
	市場経由量(B)	13,137	9,768	3,369	3,156	354	184	170	3,616
	市場経由率(B)/(A)	60.2%	69.5%	43.4%	51.9%	9.5%	14.8%	6.9%	77.8%
	中央卸売市場の取扱量(C)	7,942	6,074	1,868	2,411	212	133	79	1,250
	中央卸売市場のシェア(C)/(A)	36.4%	43.3%	24.1%	39.6%	5.7%	10.8%	3.2%	26.9%
27	総流通量(A)	21,475	13,899	7,576	5,891	3,662	1,171	2,491	4,745
	市場経由量(B)	12,352	9,369	2,983	3,072	338	168	170	3,647
	市場経由率(B)/(A)	57.5%	67.4%	39.4%	52.1%	9.2%	14.3%	6.8%	76.9%
	中央卸売市場の取扱量(C)	7,556	5,830	1,726	2,328	195	117	78	1,228
	中央卸売市場のシェア(C)/(A)	35.2%	41.9%	22.8%	39.5%	5.3%	10.0%	3.1%	25.9%
28	総流通量(A)	21,080	13,597	7,483	5,645	3,782	1,215	2,567	4,689
	市場経由量(B)	11,959	9,136	2,823	2,936	326	156	170	3,547
	市場経由率(B)/(A)	56.7%	67.2%	37.7%	52.0%	8.6%	12.9%	6.6%	75.6%
	中央卸売市場の取扱量(C)	7,349	5,697	1,652	2,190	194	115	79	1,197
	中央卸売市場のシェア(C)/(A)	34.9%	41.9%	22.1%	38.8%	5.1%	9.5%	3.1%	25.5%
29	総流通量(A)	21,593	14,177	7,416	5,561	3,917	1,288	2,629	4,560
	市場経由量(B)	11,896	9,110	2,786	2,737	327	159	168	3,420
	市場経由率(B)/(A)	55.1%	64.3%	37.6%	49.2%	8.3%	12.3%	6.4%	75.0%
	中央卸売市場の取扱量(C)	7,406	5,757	1,649	2,058	195	117	78	1,176
	中央卸売市場のシェア(C)/(A)	34.3%	40.6%	22.2%	37.0%	5.0%	9.1%	3.0%	25.8%

資料:農林水産省「食料需給表」、「青果物卸売市場調査報告」等により推計

- (注) 1. 得られる資料の中で市場間取引等の重複分を除いて推計したものである。
2. 塩干・加工品の取扱量は原魚換算している。
3. 食肉についてはラウンドしたため、計算値が合わないことがある。
4. 中央卸売市場の取扱量には、転送分を含んでいる。

Ⅲ 中央卸売市場関係

1 中央卸売市場の現状

(1) 卸売市場の種類と数、取扱金額、市場関係業者数

	市場数	取扱金額	卸売業者数	仲卸業者数	売買参加者数
中央卸売市場	64市場 (40都市)	億円 37,481	(経営体数) 159	2,957	22,668
青果	49市場 (37都市)	18,829	68	1,263	10,447
水産物	34市場 (29都市)	14,504	55	1,550	3,183
食肉	10市場 (10都市)	2,821	10	58	1,824
花き	14市場 (10都市)	1,149	18	76	6,546
その他	6市場 (5都市)	178	8	10	668

資料:農林水産省食料産業局食品流通課調べ

(注) 1. 市場数、卸売業者数:令和元年度末、他の業者数:平成30年度末、取扱金額:平成30年度

2. 中央卸売市場の総合市場は36、青果物単独市場は13、水産物単独市場は4である。

3. 令和2年4月現在の中央卸売市場数は全体で64(40都市)うち青果49(37都市)、水産物34(29都市)、食肉10(10都市)、花き14(10都市)、その他6(5都市)。令和2年4月現在の中央卸売市場卸売業者数は全体で159、うち青果68、水産物55、食肉10、花き18、その他8である。

(2) 中央卸売市場の取扱実績の推移

(単位:数量=千トン、金額=億円)

区分	年度	10年度 15 20 22 23 24 25 26 27 28 29 30												
		数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
青果	野菜	数量	7,414	7,086	6,752	6,243	6,274	6,291	6,281	6,111	5,964	5,810	5,795	5,665
		金額	17,263	13,921	13,363	13,793	13,158	12,391	13,215	13,079	13,903	14,250	13,706	12,732
	果実	数量	3,104	2,808	2,329	1,988	1,977	1,975	1,907	1,854	1,692	1,660	1,615	1,557
		金額	9,483	7,435	6,596	6,239	5,974	5,904	5,963	6,025	6,098	6,154	6,107	6,097
計	数量	10,648	10,012	9,082	8,232	8,251	8,265	8,188	7,966	7,656	7,470	7,409	7,222	
	金額	27,143	21,662	19,960	20,032	19,132	18,295	19,178	19,104	20,001	20,404	19,813	18,829	
水産物	生鮮	数量	1,651	1,478	1,242	1,107	1,041	990	908	855	821	766	736	702
		金額	12,895	10,616	9,292	8,169	7,707	7,409	7,373	7,358	7,483	7,253	7,063	6,914
	冷凍	数量	846	768	557	505	464	475	440	379	360	338	298	285
		金額	7,789	5,966	4,920	4,262	4,150	3,971	4,044	3,953	3,861	3,744	3,628	3,442
加工	数量	1,089	977	751	680	628	585	570	530	520	497	461	425	
	金額	8,485	6,803	5,744	5,124	4,861	4,618	4,558	4,502	4,549	4,466	4,341	4,121	
計	数量	3,602	3,238	2,561	2,299	2,139	2,056	1,925	1,769	1,707	1,607	1,499	1,416	
	金額	29,292	23,477	20,014	17,597	16,758	16,039	16,014	15,839	15,921	15,490	15,059	14,504	
食肉	牛	数量	144	139	137	134	134	136	136	134	122	115	117	117
		金額	1,974	1,866	1,926	1,821	1,630	1,837	2,052	2,229	2,469	2,422	2,272	2,379
	豚	数量	95	93	82	82	79	80	84	80	81	81	80	81
		金額	405	364	374	350	334	321	387	444	408	403	419	390
その他	数量	4	4	4	5	4	2	4	4	4	4	4	5	
	金額	16	13	28	27	25	23	35	46	39	51	52	52	
計	数量	243	236	223	221	217	218	224	218	208	201	201	203	
	金額	2,394	2,243	2,328	2,198	1,989	2,181	2,475	2,719	2,917	2,876	2,744	2,821	
花き	金額	1,562	1,581	1,434	1,346	1,337	1,235	1,268	1,257	1,236	1,207	1,165	1,149	

資料:農林水産省食料産業局食品流通課調べ

(注) 1. 青果及び水産物の計欄は、それぞれが取り扱うその他物品を含むため、区分の合計と合致しないことがある。

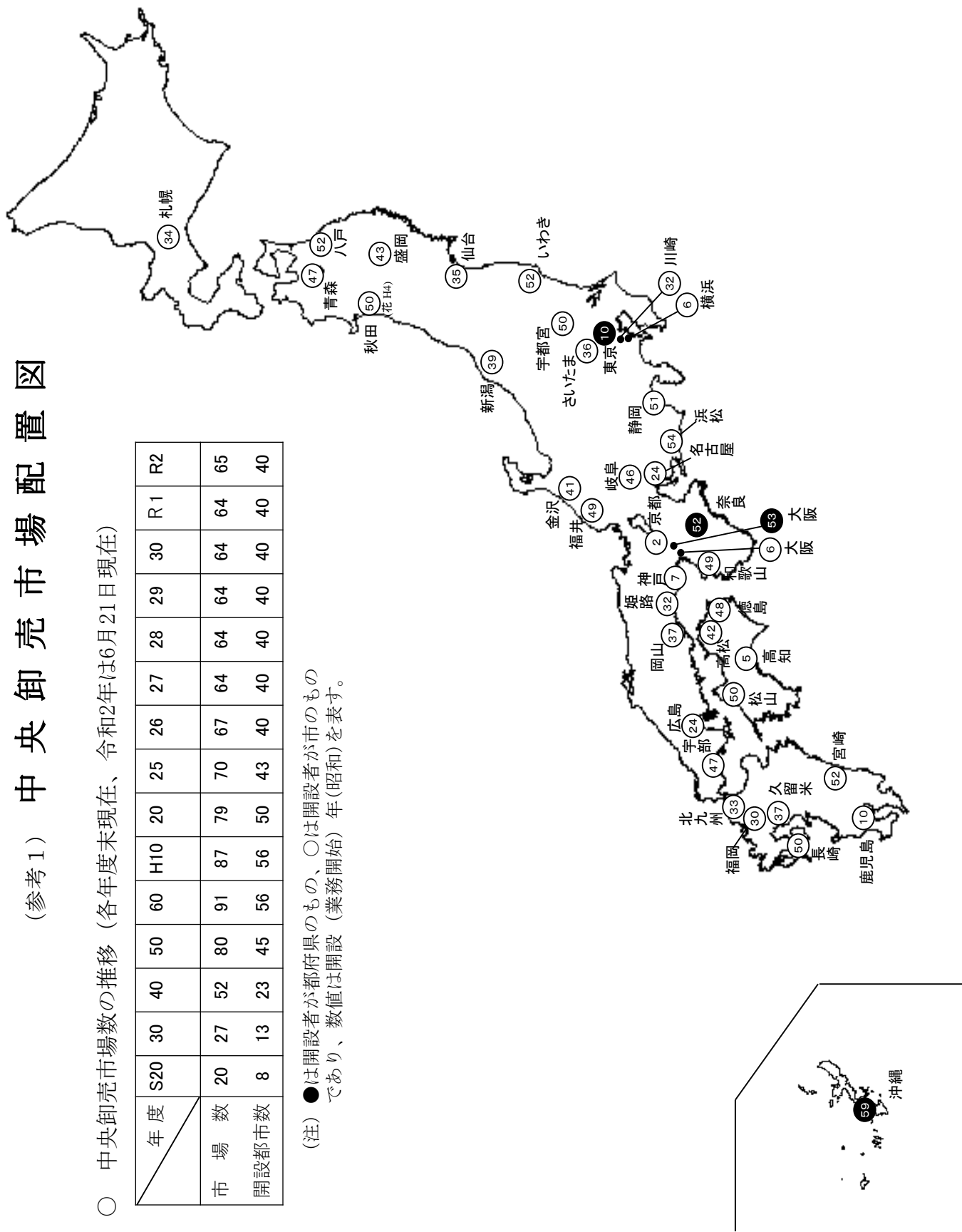
2. 数量は製品ベースの重量であり、生鮮換算していない。

(参考1) 中央卸売市場配置図

○ 中央卸売市場数の推移（各年度末現在、令和2年は6月21日現在）

年度	S20	30	40	50	60	H10	20	25	26	27	28	29	30	R1	R2
市場数	20	27	52	80	91	87	79	70	67	64	64	64	64	64	65
開設都市数	8	13	23	45	56	56	50	43	40	40	40	40	40	40	40

(注) ●は開設者が都府県のもの、○は開設者が市のもの
であり、数値は開設（業務開始）年(昭和)を表す。



(参考2) 開設都市、市場数、取扱金額一覧(中央卸売市場)

(単位:億円)

番号	開設都市名	開設市場数								取扱金額			
		計	青果 水産 花き	青果 水産	青果 花き	青果	水産	食肉	花き	青果	水産物	食肉	花き
1	札幌	1		1						580	892		
2	青森	1		1						129	242		
3	八戸	1			1					228			12
4	盛岡	1		1						172	129		
5	仙台	3		1				1	1	420	766	209	87
6	秋田	1							1				20
7	いわき	1		1						152	139		
8	宇都宮	1		1						286	91		
9	さいたま	1						1				61	
10	東京都	11	1	1	4	3	1	1		5,520	4,328	1,359	841
11	横浜	2		1				1		1,112	577	164	
12	川崎	1	1							267	240		37
13	静岡	1		1						136	228		
14	浜松	1		1						278	227		
15	新潟	1	1							219	366		29
16	金沢	1		1						247	520		
17	福井	1	1							85	88		5
18	名古屋	3		2				1		1,309	1,198	182	
19	岐阜	1		1						469	91		
20	京都	2		1				1		668	364	130	
21	大阪府	1		1						449	363		
22	大阪市	3		2				1		1,853	1,478	233	
23	神戸	3	1	1				1		403	352	159	31
24	姫路	1		1							172		
25	和歌山	1		1						138	101		
26	奈良県	1		1						298	132		
27	岡山	1		1						209	270		
28	広島	3	1			1		1		448	239	76	60
29	宇部	1				1				91			
30	徳島	1		1						184	184		
31	高松	1		1						160	140		
32	松山	1				1				204			
33	高知	1				1				145			
34	北九州	1				1				351			
35	福岡	3				1	1	1		656	433	247	
36	長崎	1				1				151			
37	久留米	1				1				73			
38	宮崎	1				1				291			
39	鹿児島	2				1	1			322	151		
40	沖縄県	1			1					125			27
	合計	65	6	25	6	13	3	10	2	18,829	14,504	2,821	1,149

・市場数
65市場

青果市場 50市場 (38都市)
水産市場 34市場 (29都市)
食肉市場 10市場 (10都市)
花き市場 14市場 (10都市)

・取扱金額

青果物 18,829 億円
水産物 14,504 億円
食肉 2,821 億円
花き 1,149 億円
その他 178 億円

・場内卸売業者数別市場数

	1社	2社	3社以上	計
青果物	29	20	1	50
水産物	6	26	2	34
食肉	10	—	—	10
花き	10	4	—	14

(注) 1 開設市場数は令和2年6月21日、取扱金額は平成30年度。
2 令和2年6月21日現在の中央卸売市場数は全体で65(40都市)(うち青果50(38都市)、水産物34(29都市)、食肉10(10都市)、花き14(10都市)、その他6(5都市))。
3 取扱金額は、ラウンドの関係で、合計と内訳が一致しないことがある。

2 中央卸売市場における取引

(1) せり・入札取引の割合(金額ベース)

(単位:%)

項目 年度	青果		水産				食肉	花き	
	野菜	果実	鮮魚	冷凍	塩干加工				
13	29.9	30.2	30.3	25.4	43.0	15.5	7.3	88.6	63.9
14	28.5	28.4	29.4	24.6	42.0	14.6	7.7	90.9	60.7
15	26.5	26.2	27.7	24.6	40.8	16.6	6.6	90.7	58.0
16	25.3	24.9	26.4	23.1	38.1	16.3	6.2	90.7	50.8
17	24.9	24.1	26.4	23.2	37.8	16.3	6.5	91.3	47.5
18	21.6	20.6	23.8	21.6	36.0	15.0	4.7	90.9	43.8
19	20.3	18.8	23.5	21.3	35.5	14.2	4.9	87.3	40.3
20	18.7	17.3	21.4	20.8	34.7	13.9	4.5	85.8	37.5
21	17.7	16.7	19.8	20.2	33.5	13.9	4.5	86.0	35.9
22	17.1	15.9	19.9	19.8	32.4	13.5	4.9	86.1	31.7
23	14.9	13.4	18.0	19.9	32.5	15.8	3.5	84.7	29.7
24	12.6	10.6	16.8	19.0	31.4	12.5	5.0	86.1	28.8
25	11.6	9.8	15.7	17.9	29.5	12.1	4.5	86.6	27.0
26	11.2	9.4	15.2	17.6	28.8	11.2	4.9	86.3	25.0
27	10.6	8.8	14.6	17.1	27.6	11.0	5.0	87.2	23.0
28	10.5	8.9	14.4	16.2	26.2	10.5	4.6	86.1	21.5
29	10.0	8.4	13.6	15.5	24.8	9.8	5.1	84.7	19.8
30	9.4	7.7	13.0	15.0	23.4	9.8	5.2	85.6	19.8

資料:農林水産省食料産業局食品流通課調べ

(2) 委託集荷の割合(金額ベース)

(単位:%)

項目 年度	青果		水産				食肉	花き	
	野菜	果実	鮮魚	冷凍	塩干加工				
13	73.9	78.5	67.2	33.2	54.0	13.1	19.4	91.5	97.3
14	73.5	77.4	67.1	32.3	53.1	12.8	18.8	93.1	97.0
15	72.3	76.6	65.0	32.1	52.0	12.9	18.1	93.7	96.4
16	71.2	75.3	64.4	30.9	50.9	12.2	17.0	94.0	96.0
17	70.1	74.1	63.4	29.9	48.9	11.3	16.4	94.4	95.5
18	69.6	73.3	63.4	28.8	47.0	10.7	15.6	94.3	95.0
19	68.7	72.7	61.6	27.7	45.2	10.4	14.8	94.2	94.9
20	67.4	70.7	60.6	27.0	44.1	10.0	14.2	93.5	94.4
21	66.3	69.4	59.6	26.0	42.2	10.0	13.4	94.2	93.3
22	65.4	68.1	59.4	24.5	40.3	8.8	12.6	94.2	93.8
23	64.5	67.7	57.3	21.2	35.0	7.8	10.9	93.9	93.6
24	63.6	67.3	56.0	22.4	37.2	7.7	11.2	94.1	93.6
25	62.7	66.7	54.7	21.2	35.1	7.6	10.8	94.1	93.1
26	61.6	65.6	52.7	20.2	33.8	7.2	9.7	94.3	92.5
27	61.3	65.2	52.3	19.4	32.7	6.3	8.5	94.9	90.7
28	60.1	63.8	51.5	18.5	31.9	5.5	7.9	94.2	90.7
29	60.2	64.0	51.7	17.8	30.8	5.2	7.4	92.9	90.7
30	60.0	64.9	49.6	17.3	29.5	5.0	7.2	93.4	90.8

資料:農林水産省食料産業局食品流通課調べ

3 中央卸売市場の卸売業者の状況

(1) 中央卸売市場卸売業者数の推移

区分		年度														元
		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
青果部	市場数	69	66	64	61	60	58	57	56	53	49	49	49	49	49	
	業者数	93	91	90	86	85	82	79	76	73	72	70	69	68	68	
水産物部	市場数	52	50	49	48	46	44	43	39	36	35	35	34	34	34	
	業者数	88	87	85	83	78	73	69	61	57	56	56	55	55	55	
食肉部	市場数	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
	業者数	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
花き部	市場数	24	24	23	23	22	21	19	19	18	16	14	14	14	14	
	業者数	30	31	29	29	28	27	24	24	23	20	18	18	18	18	
その他	市場数	7	7	7	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	
	業者数	10	10	10	10	9	9	9	9	8	8	8	8	8	8	
計	市場数	84	81	79	76	74	72	72	70	67	64	64	64	64	64	
	業者数	230	228	224	218	210	201	191	180	171	166	162	160	159	159	

資料：農林水産省食料産業局食品流通課調べ

(注) 1. 各年度末現在の市場数及び業者数である。

2. 平成 20 年度までの業者数については、2 社が青果部・花き部両方に属しているため、計と一致しない。

(2) 中央卸売市場卸売業者の取扱金額

(単位：億円、() 内前年比%)

区分 年度	青果	水産物	食肉	花き	加工食品	合計
18	20,685 (101.9)	21,779 (98.8)	2,477 (99.5)	1,551 (100.9)	304 (97.1)	46,796 (100.3)
19	20,294 (98.1)	21,107 (96.9)	2,516 (101.6)	1,559 (100.5)	286 (94.1)	45,762 (97.8)
20	19,960 (98.4)	20,014 (94.8)	2,328 (92.5)	1,434 (92.0)	285 (99.7)	44,021 (96.2)
21	19,102 (95.7)	18,275 (91.3)	2,158 (92.7)	1,402 (97.8)	271 (95.1)	41,208 (93.6)
22	20,032 (104.9)	17,597 (96.3)	2,198 (101.9)	1,346 (96.0)	271 (100.0)	41,444 (100.6)
23	19,132 (95.5)	16,758 (95.2)	1,989 (90.5)	1,337 (99.3)	260 (95.9)	39,476 (95.3)
24	18,295 (95.6)	16,039 (95.7)	2,181 (109.7)	1,235 (92.4)	267 (102.7)	38,017 (96.3)
25	19,178 (104.8)	16,014 (99.8)	2,475 (113.5)	1,268 (102.7)	228 (85.4)	39,163 (103.0)
26	19,104 (99.6)	15,839 (98.9)	2,719 (109.9)	1,257 (99.1)	191 (83.8)	39,110 (99.9)
27	20,001 (104.7)	15,921 (100.5)	2,917 (107.3)	1,236 (98.3)	188 (98.4)	40,263 (102.9)
28	20,404 (102.0)	15,490 (97.3)	2,876 (98.6)	1,207 (97.7)	185 (98.4)	40,162 (99.7)
29	19,813 (97.1)	15,059 (97.2)	2,744 (95.4)	1,165 (96.5)	169 (91.4)	38,950 (97.0)
30	18,829 (95.0)	14,504 (96.3)	2,821 (102.8)	1,149 (98.6)	178 (105.3)	37,481 (96.2)

資料：農林水産省食料産業局食品流通課調べ

(3) 中央卸売市場の取扱規模別卸売業者数 (30年度)

区分	取扱規模別卸売業者数						1業者当たり取扱金額 (億円)		
	50億円 未満	50～100 億円未満	100～500 億円未満	500～1,000 億円未満	1,000億円 以上	計	平均	最高	最低
	青果	4 (5.9)	16 (23.5)	36 (52.9)	10 (14.7)	2 (2.9)	68 (100)	277	2,178
水産物	2 (3.6)	16 (29.1)	31 (56.4)	3 (5.5)	3 (5.5)	55 (100)	264	1,228	38
食肉	-	2 (20.0)	7 (70.0)	-	1 (10.0)	10 (100)	282	1,359	61
花き	(10億円 未満)	(10～30 億円未満)	(30～50 億円未満)	(50～100 億円未満)	(100億円 以上)	(計)	64	264	5
	2 (11.1)	4 (22.2)	5 (27.8)	5 (27.8)	2 (11.1)	18 (100)			

資料：農林水産省食料産業局食品流通課調べ

- (注) 1. () 内は構成比 (%) である。ラウンドのため、内訳の合計が100にならないことがある。
2. 取扱規模には兼業部門を含まない。
3. 業者数は年度内に廃業等した業者数を含むため、年度末現在の業者数と合致しないことがある。

(4) 中央卸売市場卸売業者の卸売相手先別金額割合 (30年度) (単位：%)

	青果	水産物	食肉	花き
仲卸業者	64.2	59.7	34.6	25.5
大都市	53.2	61.1	34.2	22.5
うち東京	54.1	53.2	65.3	24.2
うち大阪	91.0	73.0	10.1	-
売買参加者	26.4	18.7	64.4	71.7
その他	9.4	21.6	1.0	2.8

資料：農林水産省食料産業局食品流通課調べ

- (注) 1. 大都市とは、政令指定都市にある市場及び開設者が都府県である市場を指す(大阪は大阪府及び大阪市)。
2. ラウンドのため、合計が100にならないことがある。

(5) 中央卸売市場における市場外指定保管場所の状況 (30年度)

		青果	水産物	食肉	花き
開設区域内で開設者が指定	卸売業者数	32	44	4	2
	場所数	130	848	62	3
開設区域の周辺の地域で大臣が指定	卸売業者数	14	20	1	0
	場所数	103	556	44	0

資料：農林水産省食料産業局食品流通課調べ

- (注) 1. 「市場外指定保管場所」は、旧卸売市場法第39条第1号の規定により開設者又は農林水産大臣が指定した場所。
2. 「卸売業者数」は、事業報告書において市場外指定保管場所の記載のあった卸売業者の数。
3. 「場所数」は、各卸売業者の事業報告書に記載された市場外指定保管場所の数の合計。同一の場所が複数の卸売業者の事業報告書に記載されている場合もあるため重複を含む延べ数。

(6) 中央卸売市場における承認保管場所(予約相対取引)及び電子商取引に係る商物分離取引の状況 (30年度)

		青果	水産物	食肉	花き
承認保管場所 (予約相対取引)	卸売業者数	4	0	0	0
	取扱数量 (ト)	7,493	0	0	0
	取扱金額 (百万円)	1,760	0	0	0
電子商取引	卸売業者数	3	2	0	0
	取扱数量 (ト)	17,783	198	0	0
	取扱金額 (百万円)	4,387	316	0	0

資料：農林水産省食料産業局食品流通課調べ

- (注) 1. 「承認保管場所(予約相対取引)」は、旧卸売市場法第39条第2号前段の規定による卸売。
「電子商取引」は、同号後段の規定による卸売。
2. 「卸売業者数」は、事業報告書に記載のあった卸売業者の数。「取扱数量」及び「取扱金額」は、各卸売業者の事業報告書に記載された数値の合計。

4 集荷の状況

(1) 中央卸売市場の集荷先別取扱状況(青果)

(単位:百万円、%)

項目		取扱高 合計金額	左の集荷先別割合									
			生産者 個人	生産者 任意 組合	農協系 統出荷 団体	産地 出荷 業者	商社	他市場 卸売 業者	他市場 仲卸 業者	その他	計	
区分、年度												
野	17	全国計	1,301,827	9.5	5.8	55.0	13.2	8.1	2.2	2.9	3.2	99.9
		大都市	873,967	7.8	5.1	60.9	11.6	8.0	1.6	1.4	3.6	100.0
		中都市	427,860	12.9	7.3	42.9	16.7	8.1	3.4	6.1	2.5	99.9
		全国計	1,322,098	9.7	5.7	55.9	12.3	7.4	2.1	2.7	4.2	100.0
		大都市	927,672	8.3	4.9	61.2	10.4	7.5	1.6	1.4	4.7	100.0
		中都市	394,426	13.1	7.6	43.2	16.7	7.2	3.3	6.0	2.9	100.0
		全国計	1,320,317	9.0	6.2	56.4	12.0	7.4	2.1	2.7	4.2	100.0
		大都市	958,959	8.1	4.7	61.2	10.4	7.6	1.7	1.5	4.8	100.0
		中都市	361,358	11.3	10.1	43.8	16.3	6.8	3.3	5.6	2.8	100.0
		全国計	1,312,591	9.1	6.1	55.6	12.5	7.3	2.1	2.6	4.8	100.1
		大都市	989,244	8.1	4.7	59.4	11.2	7.7	1.6	1.7	5.6	100.0
		中都市	323,647	12.1	10.5	43.7	16.4	5.9	3.5	5.6	2.4	100.1
菜	21	全国計	1,285,340	9.1	6.0	55.7	12.4	7.6	2.2	2.6	4.3	100.0
		大都市	990,389	8.2	4.4	59.7	11.4	7.9	1.7	1.7	5.1	100.0
		中都市	294,951	12.2	11.2	42.5	15.8	6.6	4.1	5.8	1.8	100.0
		全国計	1,358,706	8.7	5.8	55.7	12.6	8.4	2.1	2.8	3.8	100.0
		大都市	1,048,026	7.7	4.3	59.6	11.8	8.9	1.6	1.8	4.5	100.0
		中都市	310,680	12.2	10.8	42.7	15.5	6.9	4.0	6.2	1.7	100.0
		全国計	1,297,765	7.9	5.8	56.0	12.1	9.2	2.5	2.5	4.2	100.0
		大都市	1,011,991	6.6	4.1	59.7	11.4	9.8	2.0	1.6	4.8	100.0
		中都市	285,774	12.4	11.5	42.7	14.5	7.2	4.2	5.6	1.9	100.0
		全国計	1,221,284	7.7	5.9	56.2	11.9	9.3	2.5	2.6	3.9	100.0
		大都市	962,065	6.4	4.3	59.9	11.3	9.8	2.1	1.8	4.4	100.0
		中都市	259,219	12.5	11.9	42.6	14.1	7.4	3.8	5.5	2.1	99.9
	全国計	1,304,398	7.5	5.8	56.3	11.7	9.8	2.6	2.7	3.6	100.0	
	大都市	1,033,134	6.3	4.3	59.7	11.1	10.2	2.3	1.9	4.2	100.0	
	中都市	271,264	12.2	11.3	43.3	13.9	8.3	3.6	5.7	1.7	100.0	
	全国計	1,291,276	7.0	5.9	56.9	11.2	9.5	2.4	2.8	4.3	100.0	
	大都市	1,035,689	5.8	4.3	60.3	10.2	10.4	2.1	2.0	4.9	100.0	
	中都市	255,587	11.7	12.0	43.3	15.5	6.1	3.8	5.9	1.8	100.1	
	全国計	1,374,292	7.0	5.7	57.0	11.8	9.7	2.6	2.6	3.6	100.0	
	大都市	1,104,971	5.9	4.3	60.6	10.6	10.6	2.2	1.8	4.0	100.0	
	中都市	269,321	11.3	11.6	42.2	16.8	5.9	4.3	5.8	2.0	99.9	
	全国計	1,409,178	7.3	5.6	56.5	11.8	9.5	2.8	2.6	4.0	100.1	
	大都市	1,131,396	6.3	4.2	60.1	10.5	10.4	2.3	1.8	4.3	99.9	
	中都市	277,782	11.6	11.2	41.7	16.7	6.0	4.5	5.9	2.3	99.9	
	全国計	1,354,629	7.2	5.7	57.0	12.3	8.5	2.9	2.7	3.8	100.1	
	大都市	1,092,984	6.2	4.3	60.6	11.1	9.1	2.6	2.0	4.1	100.0	
	中都市	261,644	11.2	11.5	42.0	17.1	5.6	4.5	5.8	2.3	100.0	
	全国計	1,258,469	6.5	5.5	58.7	11.5	8.1	3.1	2.4	4.1	99.9	
	大都市	1,014,125	5.5	4.1	62.6	10.4	8.6	2.7	1.8	4.3	100.0	
	中都市	244,343	10.8	11.0	42.7	16.3	5.9	4.5	5.2	3.5	99.9	

(単位:百万円、%)

区分、年度	項目	取扱高 合計金額	左の集荷先別割合									
			生産者 個人	生産者 任意 組合	農協系 統出荷 団体	産地 出荷 業者	商社	他市場 卸売 業者	他市場 仲卸 業者	その他	計	
果	17	全国計	700,137	5.7	4.3	59.2	7.6	15.2	3.0	2.8	2.2	100.0
		大都市	464,930	4.2	3.5	65.4	6.4	14.8	2.2	1.2	2.3	100.0
		中都市	235,208	8.7	5.9	47.0	9.8	16.1	4.7	6.0	1.8	100.0
	18	全国計	719,941	6.6	4.6	59.1	7.0	14.3	3.0	2.8	2.5	99.9
		大都市	497,508	5.3	4.1	64.9	5.8	13.8	2.1	1.2	2.8	100.0
		中都市	222,432	9.6	5.9	46.1	9.7	15.6	5.1	6.4	1.7	100.1
	19	全国計	685,133	5.9	4.5	59.5	7.1	14.6	3.2	2.8	2.4	100.0
		大都市	487,188	5.0	3.8	64.6	6.2	13.9	2.4	1.4	2.7	100.0
		中都市	197,945	8.2	6.1	47.0	9.3	16.4	5.0	6.3	1.7	100.0
	20	全国計	659,639	5.9	4.4	58.4	7.0	15.5	3.2	2.8	2.8	100.0
		大都市	494,064	5.0	3.7	62.8	6.2	14.9	2.7	1.6	3.1	100.0
		中都市	165,575	8.6	6.6	45.3	9.4	17.3	4.6	6.3	1.8	99.9
	21	全国計	600,620	6.1	4.4	58.9	7.1	15.5	3.2	2.4	2.5	100.0
		大都市	463,552	5.1	3.5	63.1	6.2	15.2	2.6	1.6	2.8	100.0
		中都市	137,068	9.6	7.5	44.5	10.4	16.5	5.1	5.0	1.3	100.0
	22	全国計	623,915	6.2	4.7	59.0	7.4	14.5	3.3	2.5	2.5	100.0
		大都市	483,809	5.1	3.8	63.0	6.7	14.2	2.7	1.6	2.8	100.0
		中都市	140,106	9.7	7.7	45.1	9.7	15.7	5.4	5.4	1.3	100.0
	23	全国計	597,405	5.1	4.5	59.6	7.5	15.3	3.4	2.3	2.2	100.0
		大都市	471,865	3.9	3.7	63.3	6.9	15.2	3.0	1.5	2.4	100.0
		中都市	125,541	9.4	7.7	45.5	9.9	15.8	5.0	5.3	1.4	100.0
	24	全国計	595,696	4.9	4.5	59.9	7.2	15.3	3.2	2.2	2.7	99.9
		大都市	477,712	3.7	3.7	63.3	6.7	15.1	2.8	1.5	3.1	99.9
		中都市	117,984	9.6	7.7	46.2	9.3	15.9	5.0	4.8	1.5	100.0
	25	全国計	596,340	4.8	4.3	60.4	6.9	15.9	3.3	2.2	2.2	100.0
		大都市	480,605	3.6	3.4	64.0	6.3	15.7	3.1	1.5	2.4	100.0
		中都市	115,736	9.4	7.5	46.9	8.7	16.4	4.5	5.0	1.6	100.0
	26	全国計	602,514	4.7	4.3	59.9	7.2	15.6	2.9	2.0	3.3	99.9
		大都市	493,639	3.7	3.5	63.0	6.5	15.7	2.4	1.4	3.7	99.9
		中都市	108,875	9.1	7.9	46.1	10.3	15.0	5.1	5.0	1.5	100.0
27	全国計	609,803	4.4	4.4	60.1	7.7	15.8	3.1	2.0	2.5	100.0	
	大都市	501,038	3.4	3.7	63.4	7.1	15.8	2.6	1.3	2.7	100.0	
	中都市	108,765	8.7	7.8	45.1	10.8	15.8	5.4	4.8	1.4	99.8	
28	全国計	615,432	4.4	3.9	60.8	7.2	16.1	3.1	2.0	2.6	100.1	
	大都市	506,182	3.5	3.1	64.1	6.5	16.2	2.5	1.3	2.8	100.0	
	中都市	109,250	8.5	7.6	45.7	10.8	15.5	5.6	4.8	1.6	100.1	
29	全国計	610,699	4.4	3.8	62.2	7.6	14.8	3.3	1.9	2.0	100.0	
	大都市	503,008	3.6	3.0	65.6	6.9	14.7	2.9	1.4	2.0	100.1	
	中都市	107,691	8.4	7.7	46.3	10.8	15.3	5.4	4.6	1.6	100.1	
30	全国計	609,701	4.4	3.7	62.3	7.5	15.0	3.3	1.8	2.1	100.1	
	大都市	504,348	3.6	2.9	65.6	6.9	14.8	2.7	1.2	2.3	100.0	
		中都市	105,353	8.3	7.7	46.3	10.3	15.9	5.9	4.3	99.7	

資料:農林水産省食料産業局食品流通課調べ

- (注) 1. 大都市とは政令指定都市にある市場及び開設者が都府県である市場を指す。
2. ラウンドの関係で合計が100%にならないことがある。

(参考) 全国の青果物卸売市場の他市場からの転送による入荷量

(単位:千トン、%)

	平成元年	平成5年	平成10年	平成20年	平成25年	平成28年	平成29年
野菜	1,204 (8.5)	1,305 (9.6)	526 (5.7)	394 (4.8)	354 (4.6)	315 (4.3)	282 (3.9)
果実	542 (7.5)	512 (7.5)	175 (5.6)	114 (4.9)	86 (4.5)	69 (4.1)	56 (3.5)

資料:農林水産省統計部「青果物卸売市場調査報告」

- (注) 1. ()内は青果物卸売市場の卸売数量に占める割合である。
2. 調査対象は①中央卸売市場の全卸売会社、②県庁所在都市等に所在する地方卸売市場の卸売会社であって当該都市における年間取扱数量の80%までをカバーする上位の卸売会社。

(単位:百万円、%)

項目		取扱高 合計金額	左の集荷先別割合										
			生産者 個人	生産者 任意 組合	出荷 団体	産地 出荷 業者	商社	水産 会社	他市場 卸売 業者	他市場 仲卸 業者	その他	計	
区分、年度													
冷	17	全国計	548,471	1.4	0.1	2.1	25.6	11.7	20.3	6.4	0.8	31.7	100.1
		大都市	426,871	1.4	0.1	1.5	27.3	9.8	19.9	5.7	0.8	33.5	100.0
		中都市	121,599	1.3	0.3	4.2	19.6	18.4	21.7	8.7	0.8	25.1	100.1
	18	全国計	545,505	1.4	0.1	1.9	25.2	11.6	20.6	5.7	0.8	32.7	100.0
		大都市	426,249	1.3	0.1	1.3	26.6	10.0	20.1	5.3	0.8	34.5	100.0
		中都市	119,257	1.6	0.2	4.3	20.1	17.2	22.3	7.2	0.8	26.2	99.9
	19	全国計	530,338	1.5	0.2	1.9	26.1	11.3	20.1	5.3	0.7	32.9	100.0
		大都市	410,734	1.5	0.1	1.3	26.7	10.3	19.8	5.0	0.8	34.7	100.2
		中都市	119,604	1.6	0.4	4.2	24.3	14.8	21.3	6.3	0.7	26.4	100.0
	20	全国計	492,037	1.5	0.2	1.9	26.4	11.6	20.3	4.8	0.6	32.7	100.0
		大都市	405,149	1.5	0.1	1.2	26.4	10.7	20.0	4.5	0.6	34.9	99.9
		中都市	86,888	1.2	0.2	5.0	26.4	15.9	21.8	6.2	0.8	22.5	100.0
	21	全国計	432,165	1.5	0.2	2.3	25.8	12.5	20.7	4.7	0.7	31.6	100.0
		大都市	364,398	1.6	0.2	1.8	25.8	11.9	20.6	4.5	0.7	33.0	100.1
		中都市	67,767	1.1	0.3	5.3	25.9	15.6	21.5	5.5	0.7	24.1	100.0
	22	全国計	426,202	1.4	0.3	2.5	25.7	13.2	20.9	4.5	0.8	30.7	100.0
		大都市	357,759	1.4	0.2	2.1	25.3	12.0	21.3	4.5	0.9	32.3	100.0
		中都市	68,442	1.3	0.3	4.9	27.7	19.2	18.4	4.9	0.8	22.4	100.0
	23	全国計	415,021	1.3	0.2	2.7	25.8	12.8	20.9	4.8	0.9	30.7	100.1
		大都市	356,005	1.4	0.2	2.3	25.0	12.2	21.4	4.7	0.9	32.0	100.1
		中都市	59,016	0.6	0.1	5.3	30.4	16.3	17.9	5.3	0.9	23.2	100.0
	24	全国計	397,086	1.3	0.1	3.0	25.4	11.7	20.9	4.6	1.0	31.9	99.9
		大都市	342,651	1.4	0.1	2.5	24.1	10.7	21.6	4.5	1.0	34.0	99.9
		中都市	54,435	1.0	0.1	5.7	33.7	17.8	17.0	4.9	0.7	19.0	99.9
25	全国計	404,439	1.5	0.2	3.1	24.9	11.3	21.1	5.0	0.6	32.3	100.0	
	大都市	347,559	1.6	0.2	2.6	23.1	10.7	21.5	4.9	0.7	34.8	100.1	
	中都市	56,880	1.0	0.1	6.3	36.0	15.2	18.6	5.1	0.5	17.1	99.9	
26	全国計	395,259	1.6	0.2	3.4	25.7	10.6	22.4	5.1	0.6	30.4	100.0	
	大都市	343,214	1.8	0.3	2.8	24.0	10.1	22.6	5.1	0.6	32.8	100.1	
	中都市	52,045	0.7	0.0	7.6	37.2	13.8	20.6	5.3	0.3	14.5	100.0	
27	全国計	386,142	1.9	0.2	3.4	24.4	10.7	23.4	5.2	0.6	30.1	99.9	
	大都市	332,258	2.1	0.2	2.6	22.7	10.0	23.8	5.2	0.6	32.6	99.8	
	中都市	53,884	0.6	0.0	8.0	35.0	15.2	21.2	5.3	0.3	14.4	100.0	
28	全国計	374,390	2.1	0.2	3.4	23.9	11.0	23.9	5.4	0.5	29.6	100.0	
	大都市	323,227	2.3	0.3	2.7	22.0	10.5	24.4	5.4	0.6	31.9	100.1	
	中都市	51,163	0.5	0.0	7.7	36.4	14.1	20.4	5.3	0.3	15.4	100.1	
29	全国計	350,671	2.3	0.3	2.9	24.0	11.9	25.7	5.8	0.7	26.5	100.1	
	大都市	264,908	1.9	0.4	2.2	26.1	11.5	25.6	6.2	0.6	25.6	100.1	
	中都市	85,763	3.3	0.0	5.2	17.5	12.9	26.2	4.8	0.9	29.2	100.0	
30	全国計	344,179	2.3	0.3	3.3	23.9	10.7	24.0	5.8	0.7	29.0	100.0	
	大都市	297,525	2.6	0.2	2.4	22.0	10.4	24.7	5.8	0.7	31.1	99.9	
	中都市	46,653	0.3	0.6	9.4	35.8	12.4	19.5	6.3	0.3	15.4	100.0	

(単位:百万円、%)

項目 区分、年度	取扱高 合計金額	左の集荷先別割合										
		生産者 個人	生産者 任意 組合	出荷 団体	産地 出荷 業者	商社	水産 会社	他市場 卸売 業者	他市場 仲卸 業者	その他	計	
塩 干 加 工	17 全国計	638,508	5.2	0.5	2.1	49.1	4.3	6.2	4.6	1.1	26.8	99.9
	17 大都市	512,805	4.7	0.6	1.7	51.0	3.9	6.2	3.9	0.6	27.5	100.1
	17 中都市	125,703	7.6	0.5	4.0	41.5	6.0	6.1	7.4	3.0	23.9	100.0
	18 全国計	626,204	5.4	0.5	2.1	49.3	4.2	6.3	4.4	1.0	26.8	100.0
	18 大都市	503,777	4.6	0.5	1.7	51.2	4.2	6.1	3.8	0.6	27.4	100.1
	18 中都市	122,427	8.6	0.5	3.9	41.4	4.2	7.4	6.6	2.9	24.6	100.1
	19 全国計	600,064	5.6	0.5	2.0	49.6	4.0	6.9	4.5	0.8	26.1	100.0
	19 大都市	476,470	4.8	0.5	1.7	51.7	4.1	6.1	3.9	0.5	26.9	100.2
	19 中都市	123,594	8.7	0.6	3.4	41.8	3.7	9.9	6.8	1.9	23.3	100.1
	20 全国計	573,711	3.9	0.5	2.3	50.3	4.3	7.4	4.2	0.7	26.4	100.0
	20 大都市	476,128	2.9	0.5	2.0	51.5	4.5	6.9	3.7	0.6	27.4	100.0
	20 中都市	97,583	9.0	0.6	3.7	44.6	3.6	9.4	6.3	1.3	21.5	100.0
	21 全国計	540,252	3.8	0.4	2.3	49.8	4.7	7.8	4.0	0.8	26.5	100.1
	21 大都市	463,225	2.9	0.4	2.4	50.5	4.8	7.5	3.6	0.7	27.2	100.0
	21 中都市	77,027	8.9	0.5	1.7	45.6	4.1	9.7	6.1	1.3	22.0	99.9
	22 全国計	512,412	3.8	0.4	2.5	49.3	4.8	7.6	4.1	0.8	26.7	100.0
	22 大都市	433,295	2.8	0.4	2.4	50.0	4.8	7.3	3.8	0.7	27.8	100.0
	22 中都市	79,117	9.1	0.4	3.5	45.5	4.8	9.2	5.5	1.4	20.5	100.0
	23 全国計	486,143	3.5	0.4	2.5	49.2	5.0	7.8	4.1	0.8	26.7	100.0
	23 大都市	417,710	2.7	0.4	2.3	49.6	5.0	7.6	3.8	0.7	27.8	99.9
	23 中都市	68,432	8.0	0.3	3.8	46.5	5.0	8.5	6.3	1.5	20.0	99.9
	24 全国計	461,794	3.6	0.4	2.4	49.5	5.2	8.0	4.3	0.9	25.7	100.0
	24 大都市	401,123	2.8	0.4	2.3	49.7	5.1	7.9	4.0	0.8	27.0	100.0
	24 中都市	60,670	9.0	0.4	3.5	47.7	6.0	8.7	6.5	1.6	16.7	100.1
	25 全国計	455,771	3.5	0.3	2.4	46.6	5.4	8.6	4.2	0.8	28.2	100.0
	25 大都市	397,734	2.5	0.3	2.2	46.4	5.3	8.6	3.9	0.9	30.0	100.1
	25 中都市	58,036	10.3	0.3	3.5	47.8	6.2	8.3	6.5	1.6	15.6	100.1
	26 全国計	450,226	3.5	0.4	2.5	49.5	5.4	9.0	4.0	0.8	25.0	100.1
	26 大都市	396,316	2.6	0.4	2.4	49.7	5.1	9.0	3.8	0.7	26.4	100.1
	26 中都市	53,410	10.5	0.2	3.8	47.9	7.7	8.8	5.4	1.5	14.3	100.1
27 全国計	454,922	3.8	0.3	2.5	48.6	5.7	9.0	4.0	0.9	25.2	100.0	
27 大都市	399,365	2.6	0.4	2.4	48.9	5.3	9.1	3.8	0.8	26.8	100.1	
27 中都市	55,557	12.0	0.1	3.3	46.2	8.8	8.3	5.4	1.9	13.9	99.9	
28 全国計	446,565	3.8	0.4	2.5	46.7	5.9	9.3	4.1	0.9	26.4	100.0	
28 大都市	390,730	2.6	0.4	2.4	46.8	5.4	9.4	4.0	0.7	28.4	100.1	
28 中都市	55,834	11.8	0.1	3.3	45.8	9.9	8.8	5.4	2.2	12.7	100.0	
29 全国計	425,700	3.0	0.5	2.1	47.1	7.3	9.5	4.0	0.9	25.5	99.9	
29 大都市	349,891	2.6	0.5	2.3	49.0	6.9	8.4	3.9	1.0	25.6	100.2	
29 中都市	75,809	5.2	0.8	1.5	38.4	9.2	14.7	4.1	0.8	25.2	99.9	
30 全国計	412,112	3.2	0.4	2.2	47.7	5.8	9.5	3.9	0.7	26.5	99.9	
30 大都市	368,194	2.7	0.5	2.2	47.1	5.7	9.7	3.7	0.7	27.8	100.1	
30 中都市	43,918	6.8	0.2	2.4	53.3	7.2	8.1	5.3	0.9	15.8	100.0	

(単位:百万円、%)

項目 区分、年度		取扱高 合計金額	左の集荷先別割合										
			生産者 個人	生産者 任意 組合	出荷 団体	産地 出荷 業者	商社	水産 会社	他市場 卸売 業者	他市場 仲卸 業者	その他	計	
その他	17	全国計	10,461	5.3	0.0	3.0	20.0	25.9	2.6	2.2	0.3	40.7	100.0
	18	全国計	8,351	5.6	0.0	3.3	21.4	12.5	3.6	2.8	0.5	50.2	99.9
	19	全国計	6,517	6.8	0.0	2.5	22.8	1.3	4.2	3.1	1.6	57.7	100.0
	20	全国計	5,826	5.6	0.0	2.0	17.5	1.3	4.7	3.6	0.6	64.8	100.1
	21	全国計	5,286	2.1	0.1	1.8	19.6	1.4	5.2	3.2	0.5	66.2	100.1
	22	全国計	4,118	1.6	0.0	14.4	3.3	0.5	7.1	0.8	6.9	65.3	100.0
	23	全国計	3,934	0.6	0.0	11.6	3.5	0.7	7.4	0.3	5.9	69.9	99.9
	24	全国計	4,049	0.4	0.0	10.7	3.4	0.5	6.1	0.3	4.8	73.8	100.0
	25	全国計	3,895	0.1	0.1	10.7	11.8	6.2	7.1	0.4	4.3	59.3	100.0
	26	全国計	2,589	0.1	0.0	15.6	31.3	0.7	22.1	1.1	6.6	22.5	100.0
	27	全国計	2,705	0.2	0.0	14.1	33.2	0.7	22.7	0.8	6.2	22.1	100.0
	28	全国計	2,754	0.1	0.0	13.2	33.5	0.8	24.4	0.9	5.9	21.1	99.9
	29	全国計	2,644	0.1	0.0	13.7	33.5	0.8	24.7	0.8	6.3	20.1	100.0
30	全国計	2,631	0.0	0.0	12.9	32.9	1.0	26.9	0.5	6.1	19.8	100.1	
合計	17	全国計	2,202,394	5.9	1.0	6.9	42.3	5.7	8.6	4.3	1.0	24.3	100.0
	18	全国計	2,177,866	5.9	1.1	7.0	42.4	5.5	8.7	4.1	1.0	24.4	100.1
	19	全国計	2,110,721	5.9	1.1	7.0	42.5	5.2	9.2	4.0	0.9	24.3	100.1
	20	全国計	2,000,726	5.2	1.3	7.0	43.5	5.3	9.5	3.7	0.9	23.8	100.2
	21	全国計	1,827,485	5.2	1.2	7.0	43.4	5.5	9.6	3.6	0.9	23.5	99.9
	22	全国計	1,759,662	5.1	1.1	7.4	42.9	5.7	9.8	3.7	1.1	23.2	100.0
	23	全国計	1,675,838	4.9	1.1	7.3	42.9	5.8	10.1	3.7	1.1	23.2	100.1
	24	全国計	1,603,863	4.9	1.0	7.3	43.0	5.6	10.3	3.8	1.1	23.0	100.0
	25	全国計	1,601,432	4.5	0.9	7.1	41.6	5.6	10.9	3.9	0.9	24.6	100.0
	26	全国計	1,583,882	4.5	0.9	7.6	43.1	5.4	11.4	3.9	0.9	22.5	100.2
	27	全国計	1,592,101	4.6	0.8	7.8	42.4	5.5	11.6	3.9	0.9	22.5	100.0
	28	全国計	1,549,003	4.6	0.9	7.7	41.9	5.6	11.8	3.9	0.9	22.7	100.0
29	全国計	1,485,359	4.4	0.9	7.6	41.9	6.1	12.4	4.0	1.0	21.7	100.0	
30	全国計	1,450,358	4.4	0.8	7.8	42.2	5.4	11.9	4.0	0.9	22.6	100.0	

資料:農林水産省食料産業局食品流通課調べ

(注)1. 大都市とは政令指定都市にある市場及び開設者が都府県である市場を指す。

2. ラウンドの関係で合計が100%にならないことがある。

5 仲卸業者等の状況

(1) 中央卸売市場仲卸業者数の推移

年度 区分	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
青果	1,763	1,677	1,629	1,586	1,522	1,498	1,453	1,391	1,337	1,304	1,279	1,263
水産物	2,625	2,536	2,472	2,405	2,293	2,193	2,036	1,854	1,782	1,706	1,646	1,550
食肉	82	80	80	78	79	79	73	69	67	63	59	58
花き	106	102	102	100	97	88	88	85	80	76	77	76
その他	24	23	22	19	18	16	15	14	12	12	10	10
計	4,600	4,418	4,305	4,188	4,009	3,874	3,665	3,413	3,278	3,161	3,071	2,957

資料：農林水産省食料産業局食品流通課調べ

(注) 各年度末現在の業者数である。

(2) 中央卸売市場仲卸業者の仕入高規模別内訳等 (30年度)

取扱品目 の部類	集 計 数	仕入高規模別仲卸業者数 (構成比%)						1業者当たりの仕入れ金額 (百万円)		
		うち 法人 (割合%)	1億円 未満	1～5億 円未満	5～10億 円未満	10～30 億円 未満	30億円 以上	平 均 <small>〈うち卸売業者 からの仕入〉</small>	最 高	最 低
青果	1,198	1,169 (97.6)	142 (11.9)	391 (32.6)	211 (17.6)	305 (25.5)	149 (12.4)	1,424 <small><1,074></small>	43,129	0
水産物	1,470	1,439 (97.9)	327 (22.2)	620 (42.2)	233 (15.9)	222 (15.1)	68 (4.6)	736 <small><588></small>	26,870	0
食肉	52	34 (65.4)	10 (19.2)	12 (23.1)	3 (5.8)	13 (25.0)	14 (26.9)	2,031 <small><1,709></small>	8,071	13
花き	64	64 (100.0)	11 (17.2)	33 (51.6)	11 (17.2)	6 (9.4)	3 (4.7)	581 <small><442></small>	3,732	0
その他	9	8 (88.9)	2 (22.2)	4 (44.4)	2 (22.2)	1 (11.1)	0 (0.0)	511 <small><7></small>	2,342	21

資料：農林水産省食料産業局食品流通課調べ

- (注) 1. 1業者当たりの仕入れ金額には、卸売業者以外からの仕入れ金額も含む。
 2. 構成比については、ラウンドの関係で合計が100にならないことがある。
 3. 集計にあたり、必要なデータの記載がない業者等を除いている。
 4. 業者数には、年度途中で新規に参入又は廃業等した業者を含む。

(3) 中央卸売市場仲卸業者の仕入先及び販売先別金額割合 (30年度)

(単位：%)

取扱品目の部類	仕入先別金額割合			販売先別金額割合			
	(自市場)卸売業者	卸売業者以外	計	一般小売店	大規模小売店等	その他の事業者	計
青果	75.4 (77.9)	24.6 (22.1)	100.0 (100.0)	18.3 (18.2)	66.7 (66.3)	14.9 (15.5)	99.9 (100.0)
水産物	79.9 (80.6)	20.1 (19.4)	100.0 (100.0)	24.3 (25.2)	52.3 (52.0)	23.4 (22.8)	100.0 (100.0)
食肉	84.2 (84.2)	15.8 (15.8)	100.0 (100.0)	8.7 (7.6)	73.6 (73.3)	17.6 (19.2)	99.9 (100.1)
花き	76.0 (76.8)	24.0 (23.2)	100.0 (100.0)	43.5 (45.9)	30.6 (30.4)	25.9 (23.7)	100.0 (100.0)
その他	1.5 (3.8)	98.5 (96.2)	100.0 (100.0)	12.5 (11.6)	61.6 (61.0)	25.9 (27.4)	100.0 (100.0)

資料：農林水産省食料産業局食品流通課調べ

- (注) 1. ① 一般小売店は、青果等の専門小売店又は売場面積が250㎡未満の事業者
 ② 大規模小売店等は、売場面積が250㎡以上のスーパー又は百貨店、生協、学校給食や事業所給食（社員食堂など）等の集団給食を行う事業者、問屋（卸売業者、仲買業者等）
 ③ その他の事業者は、①、②以外の事業者
2. () 内は前年度
3. ラウンドの関係でそれぞれの割合を合算した数値が100にならないことがある。

(4) 中央卸売市場仲卸業者の代金回収状況 (平均回収日数、30年度)

(単位：日)

	青果	水産物	食肉	花き	その他
一般小売店	15.8 (15.8)	18.1 (18.7)	28.8 (30.8)	25.0 (22.5)	25.7 (27.8)
大規模小売店等	20.0 (20.6)	26.5 (26.7)	38.0 (38.4)	27.0 (29.3)	32.2 (31.3)
その他の事業者	27.8 (27.3)	27.3 (27.5)	33.4 (34.7)	25.8 (28.5)	26.2 (26.6)

資料：農林水産省食料産業局食品流通課調べ

- (注) () 内は前年度

(5) 中央卸売市場売買参加者の業種別割合等 (30年度)

取扱品目の部類	売買参加者数	店舗の位置別割合 (%)		業種別割合 (%)						
		開設区域内	開設区域外	一般小売店	スーパー業者	生協	給食、外食納入業者	加工業者	地方市場等卸売業者	その他
青果	10,447 (10,732)	69.0 (69.3)	31.0 (30.7)	62.6 (63.2)	9.4 (9.6)	0.3 (0.3)	13.0 (13.5)	2.7 (2.7)	3.7 (3.9)	8.3 (6.8)
水産物	3,183 (3,462)	65.8 (65.3)	34.2 (34.7)	59.5 (61.4)	8.8 (8.7)	0.4 (0.4)	4.2 (4.5)	7.6 (7.1)	8.6 (8.3)	10.8 (9.6)
食肉	1,824 (1,818)	46.8 (47.6)	53.2 (52.4)	58.9 (59.4)	0.5 (0.6)	0.0 (0.0)	3.6 (1.5)	7.0 (7.1)	13.8 (12.8)	16.2 (18.6)
花き	6,546 (6,626)	55.4 (55.3)	44.6 (44.7)	86.2 (86.9)	1.7 (1.7)	0.0 (0.0)	1.2 (1.2)	0.7 (0.6)	1.8 (1.7)	8.4 (7.9)
その他	668 (637)	56.9 (56.2)	43.1 (43.8)	6.0 (6.3)	0.3 (0.2)	0.0 (0.0)	10.0 (10.5)	1.5 (1.6)	0.7 (0.8)	81.4 (80.7)

資料:農林水産省食料産業局食品流通課調べ

(注) 1. 売買参加者数は、年度末現在の数である。

2. 業種別割合については、ラウンドの関係で合計が100にならないことがある。

3. () 内は前年度

(6) 中央卸売市場売買参加者数の仕入高規模別内訳等 (30年度)

取扱品目の部類	集計数	仕入高規模別業者数 (構成比%)						1業者当たりの仕入金額(万円)	
		1市場あたりの平均	300万円未満 (実績なし含む)	300万円～1,000万円未満	1,000万円～3,000万円未満	3,000万円～1億円未満	1億円以上	最高	最低 (実績なし含む)
青果	10,447	218	4,848 (46.4)	1,810 (17.3)	1,593 (15.2)	1,119 (10.7)	1,077 (10.3)	1,743,685	0
水産物	3,183	103	1,302 (40.9)	479 (15.0)	529 (16.6)	406 (12.8)	467 (14.7)	1,494,274	0
食肉	1,824	182	1,140 (62.5)	126 (6.9)	159 (8.7)	151 (8.3)	248 (13.6)	823,742	0
花き	6,546	468	3,476 (53.1)	1,532 (23.4)	977 (14.9)	425 (6.5)	136 (2.1)	159,265	0
その他	668	334	637 (95.4)	23 (3.4)	7 (1.0)	1 (0.1)	0 (0.0)	3,807	0

資料:農林水産省食料産業局食品流通課調べ

(注) 1. 業者数は、年度末現在の数である。

2. 構成比については、ラウンドの関係で合計が100にならないことがある。

3. 卸売業者以外からの仕入が含まれている。

4. 売買参加者数の1市場あたりの平均は、売買参加者総数を売買参加者が存在する市場数で除して算出した。

5. 1業者あたりの仕入金額の平均(参考)は、各市場の平均仕入高に売買参加者数を乗じて得た仕入高の総和を売買参加者数で除して算出した。

6 中央卸売市場の卸売業者及び仲卸業者の経営状況

(1) 中央卸売市場卸売業者の営業収支（総売上高に対する割合）の内訳（30年度）

（単位：億円、％）

	青果	水産	食肉	花き
取 扱 高	18,829 (19,813)	14,504 (15,059)	2,821 (2,744)	1,149 (1,165)
売 上 総 利 益	6.58 (6.49)	4.85 (4.86)	4.22 (4.18)	9.66 (9.80)
委託手数料	4.64 (4.65)	0.73 (0.77)	3.24 (3.22)	7.60 (7.69)
買付収益	1.60 (1.49)	3.12 (3.14)	0.41 (0.40)	0.84 (0.79)
兼業収益	0.34 (0.35)	0.99 (0.95)	0.57 (0.57)	1.26 (1.31)
販売費・一般管理費	6.51 (6.27)	4.67 (4.67)	4.22 (4.20)	9.60 (9.75)
うち 市場使用料	0.50 (0.49)	0.36 (0.36)	0.42 (0.39)	0.76 (0.77)
出荷奨励金	0.75 (0.74)	0.03 (0.03)	0.90 (0.87)	0.07 (0.08)
完納奨励金	0.87 (0.87)	0.20 (0.20)	0.18 (0.18)	0.05 (0.05)
人件費	2.47 (2.39)	2.28 (2.25)	1.73 (1.77)	5.41 (5.50)
集荷販売費	0.89 (0.79)	0.59 (0.57)	0.11 (0.12)	0.89 (0.90)
営 業 利 益 率	0.08 (0.22)	0.18 (0.19)	0.00 (▲0.01)	0.06 (0.05)

資料：中央卸売市場卸売業者の事業報告書による。

(注) 1. () 内は前年度

2. 取扱高は兼業を含まない。

3. 人件費は「役員報酬」、「従業員給料手当」、「福利厚生費」、「退職給付金」、「退職給付引当金繰入」、「役員賞与」、「退職金(役員)」、「役員退職慰労引当金繰入」、「その他人件費」の合計である。

4. 集荷販売費は「旅費交通費」、「通信費」、「運搬費」、「受託品事故損」、「会議費」、「交際費」の合計である。

(2) 中央卸売市場卸売業者のうち営業損失・経常損失を計上した割合（30年度）

	青果	水産物	食肉	花き
営業損失	38.2 %	38.2 %	80.0 %	44.4 %
経常損失	27.9 %	14.6 %	20.0 %	22.2 %

資料：農林水産省食料産業局食品流通課調べ

(3) 中央卸売市場卸売業者の収益性比較

（単位：百万円、％）

	卸 売 業	飲食料品 卸売業	中央卸売市場 青 果	中央卸売市場 水 産 物	中央卸売市場 食 肉	中央卸売市場 花 き
従業員1人当たり年間売上高	51	50	288	364	416	132
売 上 高 総 利 益 率	17.3	14.9	6.5	4.9	4.2	9.7
売 上 高 経 常 利 益 率	1.8	0.9	0.2	0.4	0.4	0.3

資料：中小企業庁「中小企業実態基本調査」、農林水産省食料産業局食品流通課調べ

(注) 1. 従業員1人当たり年間売上高は、(売上高) / (従業員数) により求めた。

2. 卸売業、飲食料品卸売業のデータは平成30年度決算実績（速報）。中央卸売市場のデータは平成30年度。

(4) 中央卸売市場仲卸業者の経営動向(1業者当たりの平均、法人企業及び個人企業)

(単位:億円、%)

区分	年度		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	項目														
青果	売上高		10.9	11.4	11.7	11.8	12.2	12.4	12.5	13.2	13.5	14.2	16.5	16.8	16.8
	粗利益率		11.5	11.6	11.9	12.0	11.7	11.9	11.9	12.0	12.1	12.0	12.0	12.2	12.7
	人件費率		6.1	6.2	6.2	6.2	6.1	6.0	5.9	5.8	5.8	5.6	5.4	5.5	5.6
	営業経費率		5.4	5.4	5.6	5.7	5.6	5.7	5.9	6.0	6.0	5.9	6.0	6.2	6.5
	営業利益率		-0.0	0.0	0.1	0.0	-0.0	0.2	0.1	0.2	0.2	0.5	0.7	0.5	0.6
水産物	売上高		7.4	7.7	7.7	7.2	7.1	7.2	7.2	6.7	7.2	7.6	7.8	8.0	8.2
	粗利益率		11.9	11.9	12.0	12.4	12.5	12.3	12.3	12.6	12.3	12.2	12.3	12.3	12.5
	人件費率		6.5	6.4	6.4	6.7	6.7	6.6	6.9	7.0	6.8	6.6	6.7	6.7	6.6
	営業経費率		5.3	5.3	5.4	5.5	5.8	5.7	5.8	5.6	5.5	5.5	5.5	5.6	5.8
	営業利益率		0.1	0.2	0.1	0.2	-0.0	-0.0	-0.4	0.0	0.0	0.1	0.1	-0.1	0.0

資料：農林水産省食料産業局食品流通課調べ

(注) 1. 各比率は売上高に対する構成比である。

2. 営業経費率は、人件費を除いたその他の営業費の割合である。

(5) 中央卸売市場仲卸業者の法人企業のうち営業損失・経常損失を計上した企業の割合(30年度)

	青果	水産物	食肉	花き
営業損失	46.6%	52.7%	29.4%	46.2%
経常損失	30.3%	39.5%	23.5%	38.5%

資料：農林水産省食料産業局食品流通課調べ

(6) 中央卸売市場の卸売業者及び仲卸業者の従業員数(30年度)

	青果	水産	食肉	花き	加工食料品	合計
卸売業者	6,539	4,496	419	854	194	12,502
仲卸業者	18,185	15,285	469	681	202	34,822
合計	24,724	19,781	888	1,535	396	47,324

資料：農林水産省食料産業局食品流通課調べ

(注) 1. 年度末現在の従業員数である。

2. 兼業業務従事者及び臨時雇用者は含まれない。

IV 地方卸売市場関係

1 地方卸売市場の現状

(1) 卸売市場の種類と数、取扱金額、市場関係業者数

	市場数 (30年度末)	取扱金額 (30年度)	卸売業者数 (30年度末)	仲卸業者数 (30年度末)	売買参加者数 (30年度末)
地方卸売市場	1,025 (うち消費地 711)	29,529 億円 (うち消費地 22,584)	1,212 (うち消費地 884)	2,556	99,498
青果	472	12,429	520		
水産物 (消費地)	240	6,185	269		
水産物 (産地)	314	6,945	328		
食肉	27	1,469	29		
花き	146	2,214	155		
その他	—	287	—		

資料：農林水産省食料産業局食品流通課調べ

- (注) 1. 市場数1,025の内訳は、公設149、第3セクター33、事業協同組合44、農業協同組合23、漁業協同組合298、株式会社444、その他の会社30、任意組合1、個人3。
2. 地方卸売市場の総合市場は146（うち96は青果物及び水産物市場）で、単独市場は青果物328、水産物（消費地）117、水産物（産地）314、食肉21、花き99である。
3. 卸売業者は許可件数である。うち2品目以上取り扱う業者が76、青果物のみが447、水産物のみが213（消費地）及び328（産地）、食肉のみが21、花きのみが127である。

(2) 地方卸売市場の取扱実績の推移

(単位：数量＝千トン、金額＝億円)

		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
青果	野菜	数量	4,964	4,949	4,770	4,524	4,502	4,405	4,286	4,415	4,278	4,274	4,246	4,050
		金額	8,930	9,019	8,906	9,242	8,751	8,092	8,433	8,562	9,068	9,620	9,160	8,289
	果実	数量	1,913	1,997	1,938	1,686	1,630	1,623	1,574	1,579	1,455	1,445	1,476	1,377
		金額	4,743	4,671	4,352	4,418	4,299	4,106	4,110	4,208	4,249	4,428	4,272	4,140
	計	数量	6,877	6,946	6,708	6,210	6,131	6,028	5,860	5,994	5,733	5,719	5,721	5,428
		金額	13,673	13,690	13,258	13,660	13,050	12,198	12,543	12,770	13,317	14,049	13,433	12,429
水産物	生鮮	数量	521	504	495	453	460	452	484	494	480	461	428	392
		金額	3,626	3,482	3,340	3,191	3,277	3,175	3,423	3,621	3,632	3,532	3,343	2,979
	冷凍	数量	253	245	245	222	230	222	205	197	186	162	155	159
		金額	1,795	1,673	1,598	1,495	1,574	1,472	1,494	1,551	1,541	1,456	1,454	1,373
	加工	数量	393	368	348	338	356	357	349	352	351	365	328	303
		金額	2,395	2,232	2,148	2,057	2,074	2,019	2,046	2,098	2,084	2,119	2,060	1,833
	計	数量	1,167	1,117	1,088	1,013	1,046	1,031	1,038	1,043	1,017	988	910	853
		金額	7,816	7,387	7,085	6,743	6,925	6,665	6,964	7,270	7,257	7,106	6,857	6,185
食肉	数量	183	155	166	162	154	148	153	143	151	149	149	150	
	金額	1,271	1,190	1,171	1,200	1,140	1,151	1,344	1,460	1,461	1,456	1,470	1,469	
花き	金額	2,872	2,665	2,548	2,563	2,484	2,428	2,426	2,423	2,473	2,414	2,302	2,214	
その他	金額	510	543	502	477	453	429	425	366	403	440	379	287	

資料：農林水産省食料産業局食品流通課調べ

(注) 水産物産地市場は除外している。

2 地方卸売市場における取引

(1) せり・入札取引の割合(金額ベース)

(単位:%)

項目 年度	青果		水産				食肉	花き	
	野菜	果実	鮮魚	冷凍	塩干加工				
15	42.1	44.5	37.5	19.8	37.2	8.0	1.2	67.4	74.9
16	41.5	43.6	37.6	18.6	35.2	7.9	1.0	80.2	67.6
17	37.7	39.5	34.3	18.1	34.5	7.1	1.1	65.3	63.3
18	36.1	37.1	34.0	18.2	34.4	7.3	2.1	63.6	58.0
19	36.1	37.3	34.0	17.9	34.1	7.5	1.1	63.6	56.6
20	33.2	34.2	31.3	17.2	32.6	6.5	1.3	71.7	54.3
21	30.5	31.2	29.1	17.0	31.9	6.9	1.2	63.9	52.2
22	30.3	30.9	29.0	16.7	31.5	6.7	1.1	61.6	50.2
23	29.6	29.7	29.2	17.1	31.5	7.2	2.0	59.2	47.6
24	28.1	28.4	27.4	16.7	30.6	6.7	2.0	54.0	46.5
25	27.6	27.7	27.5	16.2	29.4	6.2	1.2	54.6	42.5
26	26.2	26.3	26.0	15.7	28.1	6.2	1.3	52.7	43.9
27	26.3	26.3	26.4	14.2	25.6	5.3	1.0	51.7	40.9
28	25.6	25.5	25.8	15.5	27.8	6.8	1.0	50.9	40.7
29	24.7	24.7	24.4	14.1	24.6	5.1	3.2	50.9	40.6
30	24.0	23.7	24.5	14.2	25.9	6.2	1.2	52.6	33.0

資料:農林水産省食料産業局食品流通課調べ

(注)水産物産地市場は除外している。

(2) 委託集荷の割合(金額ベース)

(単位:%)

項目 年度	青果		水産				食肉	花き	
	野菜	果実	鮮魚	冷凍	塩干加工				
15	66.2	69.8	59.3	28.0	45.9	13.1	11.3	81.6	94.7
16	66.0	69.2	59.9	26.0	44.3	9.2	10.3	83.2	94.6
17	65.2	68.1	59.8	24.4	43.4	5.3	9.8	93.2	92.4
18	65.4	68.4	59.7	24.9	44.8	5.7	9.3	93.1	92.8
19	65.3	68.3	59.7	24.7	44.5	5.7	8.9	93.1	91.0
20	64.7	67.7	58.9	24.3	43.6	5.1	8.7	91.8	89.2
21	64.7	67.6	58.6	24.0	43.1	5.1	8.3	91.6	89.3
22	62.4	64.9	57.2	23.3	41.6	5.8	7.6	89.6	88.4
23	62.7	64.9	58.3	22.8	40.7	6.0	7.1	88.6	87.9
24	63.2	65.7	58.4	22.6	40.6	5.5	6.7	87.7	85.6
25	63.4	65.9	58.4	24.7	43.5	5.9	7.0	85.5	86.7
26	62.4	65.0	57.3	23.7	41.3	4.8	7.3	87.1	85.1
27	61.9	64.2	56.9	23.4	41.5	3.9	6.1	86.7	84.7
28	60.0	62.6	54.5	22.6	39.2	6.1	6.4	86.7	83.6
29	60.3	62.2	56.4	21.4	38.8	4.5	5.1	86.8	82.8
30	58.9	60.8	55.1	20.5	38.1	3.1	4.8	89.7	82.4

資料:農林水産省食料産業局食品流通課調べ

(注)水産物産地市場は除外している。

3 地方卸売市場の卸売業者の状況

(1) 地方卸売市場卸売業者数等の推移

区分		年度													
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (当初)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
青果部	市場数	609	598	581	569	566	559	546	534	525	519	510	497	478	472
	業者数	680	654	638	627	628	622	612	603	590	575	559	545	532	520
水産物部 (消費地)	市場数	294	295	287	280	277	273	272	269	262	258	257	250	244	240
	業者数	334	330	319	308	308	308	309	301	299	289	284	280	276	269
水産物部 (産地)	市場数	334	334	333	332	331	329	328	323	318	317	317	312	313	314
	業者数	354	354	349	342	342	340	338	331	327	329	334	325	326	328
食肉部	市場数	32	30	29	29	30	30	30	31	28	29	29	28	27	27
	業者数	36	31	31	30	32	32	32	32	30	31	31	28	29	29
花き部	市場数	170	168	163	160	152	152	152	147	149	151	151	152	148	146
	業者数	177	170	169	167	159	161	161	161	157	159	162	162	158	155
計	市場数	1,259	1,237	1,207	1,185	1,169	1,159	1,144	1,126	1,105	1,092	1,081	1,060	1,037	1,025
	業者数	1,484	1,454	1,416	1,384	1,376	1,367	1,354	1,329	1,309	1,293	1,278	1,255	1,231	1,212

資料：農林水産省食料産業局食品流通課調べ

(注) 1. 2品目以上を取り扱う卸売市場及び卸売業者があるため、合計と内訳は一致しない。

2. 24年度以降は各年度末の市場数及び業者数である（平成23年度までは各年度当初の市場数及び業者数、なお平成24年度は年度当初の市場数及び業者数も併記）。

(2) 地方卸売市場の取扱規模別卸売業者数の推移

年度	合計	1億円 未満	1～ 5億円	5～ 10億円	10～ 20億円	20～ 50億円	50億円 以上
19	1,454 (100)	192 (13.2)	338 (23.2)	238 (16.4)	224 (15.4)	268 (18.4)	194 (13.3)
20	1,416 (100)	192 (13.6)	329 (23.2)	216 (15.3)	226 (16.0)	257 (18.1)	196 (13.8)
21	1,384 (100)	184 (13.3)	317 (22.9)	224 (16.2)	221 (16.0)	252 (18.2)	186 (13.4)
22	1,376 (100)	215 (15.6)	325 (23.6)	215 (15.6)	225 (16.4)	228 (16.6)	168 (12.2)
23	1,367 (100)	194 (14.2)	326 (23.8)	207 (15.1)	234 (17.1)	227 (16.6)	179 (13.1)
24 (当初)	1,354 (100)	209 (15.4)	326 (24.1)	192 (14.2)	222 (16.4)	232 (17.1)	173 (12.8)
24	1,329 (100)	201 (15.1)	326 (24.5)	189 (14.2)	213 (16.0)	233 (17.5)	167 (12.6)
25	1,309 (100)	205 (15.7)	312 (23.8)	177 (13.5)	216 (16.5)	222 (17.0)	177 (13.5)
26	1,293 (100)	191 (14.8)	311 (24.1)	186 (14.4)	203 (15.7)	221 (17.1)	181 (14.0)
27	1,278 (100)	189 (14.8)	290 (22.7)	179 (14.0)	213 (16.7)	219 (17.1)	188 (14.7)
28	1,255 (100)	170 (13.5)	289 (23.0)	189 (15.1)	193 (15.4)	229 (18.2)	185 (14.7)
29	1,231 (100)	170 (13.8)	273 (22.2)	185 (15.0)	193 (15.7)	223 (18.1)	187 (15.2)
30	1,212 (100)	186 (15.3)	267 (22.0)	178 (14.7)	197 (16.3)	219 (18.1)	165 (13.6)

資料：農林水産省食料産業局食品流通課調べ

(注) 1. ()内は構成比(%)である。ラウンドの関係で合計が100にならないことがある。

2. 24年度以降は各年度末現在の業者数である（平成23年度までは各年度当初の業者数、なお平成24年度は年度当初の業者数も併記）。

V 卸売市場の会計

1 卸売市場会計の現状

(1) 中央卸売市場開設者の会計の概況

(単位：億円、%)

収支区分・項目		年		25		26		27		28		29	
収 入	使 用 料	406	27.7	398	26.2	395	17.4	393	15.5	388	34.6		
	うち売上高割 使 用 料	100	6.8	99	6.5	102	4.5	102	4.0	99	8.8		
	うち面積割使 用 料	296	20.2	289	19.0	284	12.5	282	11.1	280	25.0		
	地 方 債	493	33.7	512	33.7	1,187	52.3	1,280	50.5	205	18.3		
	補 助 金	19	1.3	91	6.0	205	9.0	10	0.4	47	4.2		
	一般会計負担金	257	17.6	250	16.5	249	11.0	245	9.7	226	20.1		
	そ の 他	131	8.9	104	6.8	▲ 27	▲ 1.2	151	6.0	128	11.4		
	前年度からの繰越	17	1.2	15	1.0	40	1.8	24	0.9	31	2.8		
	内部留保取崩額	141	9.6	150	9.9	222	9.8	435	17.1	97	8.6		
	計 (A)	1,464	100.0	1,519	100.0	2,270	100.0	2,537	100.0	1,122	100.0		
支 出	人 件 費	127	8.6	125	7.9	125	5.5	126	4.9	126	10.5		
	事 務 費	229	15.5	231	14.7	218	9.6	251	9.8	251	20.9		
	施 設 費	660	44.7	687	43.7	1,332	58.7	1,545	60.1	320	26.7		
	地方債償還費	262	17.8	267	17.0	380	16.7	397	15.4	255	21.3		
	うち支払利息	48	3.3	42	2.7	37	1.6	32	1.2	27	2.3		
	そ の 他	184	12.5	222	14.1	192	8.5	222	8.6	219	18.3		
	翌年度への繰越	15	1.0	40	2.5	24	1.1	31	1.2	29	2.4		
	計 (B)	1,476	100.0	1,573	100.0	2,271	100.0	2,571	100.0	1,200	100.0		
	(A) - (B)	▲ 12		▲ 54		▲ 1		▲ 34		▲ 78			

資料：農林水産省食料産業局食品流通課調べ

(注) 1. 中央卸売市場事業の会計が他の事業（と畜場事業、地方卸売市場事業）と合わせて一の会計として処理されている場合は、開設者から中央卸売市場分を抽出した数値の報告があった場合を除き、当該他の事業分を含んだ数値により集計している。

2. 上記の表は、地方公営企業法適用会計と同法非適用会計の数値について、卸売業者等の光熱費等使用料として業者が負担すべき費用分を収入、支出の両方から除いて、表に記載の項目ごとに整理、集計したもので、各市場事業会計において作成する決算書等とは、内容や整理方法が異なる。なお、消費税については、同法適用会計の場合は、損益計算書（損益収支関係数値）、決算報告書（資本収支関係数値）、同法非適用会計の場合は、歳入歳出決算書の取扱いに合わせた。

3. 使用料について、売上高割使用料、面積割使用料、と畜場使用料いずれにも該当しない使用料は「その他」に集計している。

4. ラウンドにより、合計と内訳が一致しない場合がある。

(2) 市場建設改良費（公設市場）の財源内訳（平成29年度）

	補助金等	地 方 債			その他	計
		政府資金	機構資金	その他		
金 額	7,204	20,311	-	9,891	10,407	42,037
(構成比)	(20.2)	(57.0)	-	(48.7)	(51.2)	(117.9)

資料：総務省「地方公営企業年鑑」

(注) ラウンドにより合計と内訳が一致しない場合がある。機構：地方公共団体金融機構

(参考1) 地方債(市場事業債)の発行額の推移

(単位:百万円、%)

年度	23	24	25	26	27	28	29
地方債発行額	16,662	20,488	51,221	54,055	121,433	130,587	22,810
対前年度増減率	▲77.6	23.0	150.0	5.5	124.7	7.5	▲82.5

資料:総務省「地方公営企業年鑑」

(参考2) 地方債(市場事業・と畜場事業)計画(公営企業会計等分資金)(通常収支分)

(単位:億円、%)

年 度		30		31	
合 計		358	100.0	362	100.0
財 政 融 資 資 金		-	-	-	-
地方公共団体金融機構資金		46	12.8	46	12.7
民間等 資金	計	312	87.2	316	87.3
	市場公募	171	47.8	166	45.9
	銀行等引取	141	39.4	150	41.4

資料:(財)地方財務協会発行「月刊 公営企業 2月号(2019)」

2 地方公営企業に関する法令等(概要)

(1) 地方財政法

公営企業の経営(第6条)

- (i) 公営企業で政令で定めるもの(同法施行令第46条第9号の市場事業)については、その経理を特別会計(地方自治法第209条)を設けて行う。
- (ii) 経費は、
 - ① その性質上経営収入で充当することが適当でない経費
 - ② 当該公営企業の性質上能率的な経営を行っても、その経営収入のみで充当することが客観的に困難であると認められる経費を除き、経営収入で充当する。
ただし、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもって充当可能。

(2) 地方公営企業法

- (i) 本法は、地方公営企業の経営に関し、地方自治法、地方財政法及び地方公務員法に対する特例を定める。(第6条)
- (ii) 地方公営企業会計の特色
 - ① 管理者の設置・企業業務の執行等(第7条～第10条等)
 - ② 官庁会計(現金主義)とは異なる発生主義の原則(第20条)
- (iii) 経理
 - ① 特別会計を設けて行う。(第17条)
 - ② 一般会計又は他の特別会計で負担する経費(次のa、bに掲げる経費で政令で定めるもの(同法施行令第8条の5))を除き、経営収入で充当する。(第17条の2)
 - a. その性質上、経営収入で充当することが適当でない経費
 - b. 当該地方公営企業の性質上、能率的な経営を行っても、その経営収入のみで充当することが客観的に困難であると認められる経費
 - ③ 一般会計又は他の特別会計から補助(第17条の3;災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合)、出資(第18条)、長期貸付け(第18条の2)をするこ

とができる。

(参考) 本法を適用している中央卸売市場開設地方公共団体

全 部 適 用：岡山市

一部適用（会計のみ）：札幌市、宇都宮市、東京都、金沢市、岐阜市、大阪府、大阪市（本場・東部市場のみ該当）、徳島市

(3) 地方交付税法

地方交付税

(i) 財源

所得税及び法人税の収入額のそれぞれ33.1%、酒税の収入額の50%、消費税の収入額の22.3%、地方法人税の全額、特例加算等

(ii) 特別交付税

普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対し交付（地方交付税総額の6%）、

決定・交付時期 12月、3月（大規模災害等の発生時には変更可能）

(4) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(i) 資金不足比率の公表等（第22条）

公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、資金不足比率及びその算定基礎事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて同比率を議会に報告し公表。

(ii) 経営健全化計画（第23条）

資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

(5) 地方公営企業繰出金について（総務副大臣通知）

一般会計から市場事業会計への繰出基準

(i) 市場における業者の指導監督等に要する経費

① 趣旨 卸売市場内の取引の公正を期するため、業者の指導監督に要する経費等の一部について繰り出すための経費である。

② 繰出しの基準 現場取引、卸売人の業務及び経理等に対する指導監督、その他流通改善対策等に要する経費として当該年度における営業費用の30%とする。

(ii) 市場の建設改良に要する経費

① 趣旨 卸売市場の建設に伴う資本費の増嵩に対処するため、企業債の元利償還金の一部について繰り出すための経費である。

② 繰出しの基準 市場施設の建設改良に係る企業債の元利償還金（ただし、利子支払額については、平成4年度以降同意等債に係るものに限る。また、PFI事業に係る割賦負担金を含む。）の2分の1とする。

VI その他関連データ

1 食料品小売業の状況

(1) 専門小売店の生鮮食料品の販売額

(単位:百万円)

項目	年							
	昭和60年	63年	平成3年	6年	9年	14年	19年	26年
野菜販売額	2,224,713	2,504,926	3,000,027	2,927,772	2,825,093	2,568,635	2,565,795	2,552,717
うち野菜・果実小売業	779,724	844,891	976,718	873,990	769,453	604,766	507,252	469,137
同シェア(%)	35	34	33	30	27	24	20	18
果実販売額	1,355,762	1,405,692	1,564,876	1,543,502	1,410,306	1,217,021	1,190,338	1,057,777
うち野菜・果実小売業	652,720	667,168	721,614	639,222	520,386	401,857	294,549	217,934
同シェア(%)	48	47	46	41	37	33	25	21
鮮魚販売額	2,940,198	3,198,806	3,589,373	3,616,093	3,453,640	3,147,510	2,873,463	2,353,694
うち鮮魚小売業	1,328,983	1,358,472	1,441,087	1,396,045	1,217,527	950,576	742,757	505,010
同シェア(%)	45	42	40	39	35	30	26	22
食肉販売額	2,438,156	2,596,939	2,904,242	2,818,938	2,672,586	2,371,468	2,397,964	2,425,745
うち食肉小売業	1,039,255	1,013,995	1,040,551	924,491	752,350	583,259	494,901	436,906
同シェア(%)	43	39	36	33	28	25	21	18

資料：経済産業省「商業統計表」（品目編）

(注) 各品目の販売額には百貨店における販売額は計上されていない。

(2) 飲食料品小売業の分類別商店数、従業者数及び年間販売額（平成26年）

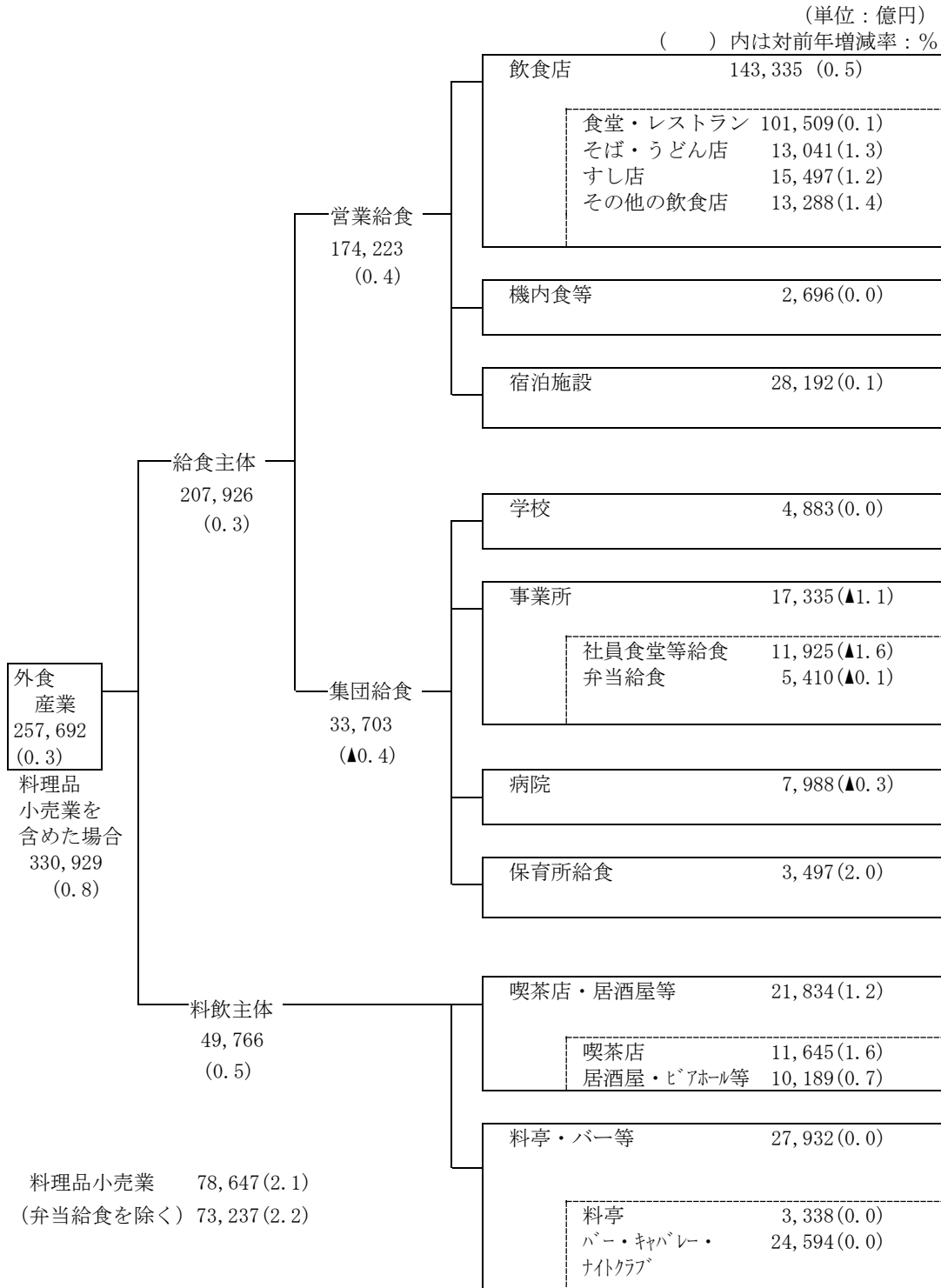
社業 分類別業績	商店数			従業者数			年間販売額		
	H26/H19	構成比		H26/H19	構成比		H26/H19	構成比	
	千店	%	%	千人	%	%	億円	%	%
小売業計	1,025	△ 9.9		7,686	1.4		1,221,767	9.3	
飲食料品小売業計	308	△ 21.0	100.0	2,958	△ 4.1	100.0	322,207	△ 21.1	100.0
鮮魚小売業	14	△ 30.0	4.5	59	△ 14.5	2.0	5,846	△ 31.9	1.8
野菜・果実小売業	19	△ 20.8	6.2	89	1.1	3.0	8,614	△ 13.7	2.7
食肉小売業	12	△ 14.3	3.9	58	3.6	2.0	5,839	△ 11.0	1.8
菓子・パン小売業	62	△ 6.1	20.1	369	7.9	12.5	18,503	△ 10.7	5.7
米穀類小売業	10	△ 41.2	3.2	25	△ 40.5	0.8	2,610	△ 41.5	0.8
酒小売業	33	△ 31.3	10.7	100	△ 27.0	3.4	13,538	△ 45.6	4.2
各種食料品小売業	27	△ 20.6	8.8	906	3.9	30.6	148,339	△ 13.3	46.0
その他飲食料品小売業	139	△ 24.5	45.1	1,321	△ 13.0	44.7	121,388	△ 27.0	37.7

資料：経済産業省「商業統計表」（産業編総括表）

(注) ラウンドの関係で、各小売業の数値及び構成比の合計が飲食料品小売業計の数値と合わないことがある。

2 外食産業の状況

(1) 外食産業市場規模推計の内訳（平成30年）



資料：（一社）日本フードサービス協会 附属機関外食産業総合調査研究センターの推計（令和元年7月）

- (注) 1. 飲食店において、テイクアウトの売上比率が全売上高の50%未満の場合には、この飲食店の売上高は全て「飲食店」の市場規模に含まれ、50%以上の場合にはすべて「料理品小売業」の市場規模に含まれる。
2. 「弁当給食」とは、契約により弁当を事業所に配達する形態をいい、持ち帰り弁当などは含まない。
3. 産業分類の関係から、料理品小売業の中には、スーパー、百貨店等のテナントとして入店しているものの売上高は含まれるが、総合スーパー、百貨店が直接販売している売上高は含まれない。
4. 外食産業の分類は、「日本標準産業分類（総務省）」（平成14年改訂）に準じている。
5. 四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

(2) 外食産業の市場規模の推移

(単位：10 億円、%)

項目 \ 年	元年	5年	10年	15年	20年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
給食主体	17,295	20,800	21,871	19,322	19,519	18,570	19,115	19,567	20,018	20,352	20,682	20,793
対前年増加率(%)	(5.8)	(0.4)	(▲1.7)	(▲3.3)	(0.1)	(2.4)	(2.9)	(2.4)	(2.3)	(0.7)	(1.3)	(0.3)
料飲主体	6,176	6,965	6,625	5,246	4,988	4,652	4,895	5,066	5,164	5,065	4,974	4,977
対前年増加率(%)	(▲0.3)	(▲0.6)	(▲2.7)	(▲4.2)	(▲1.9)	(▲1.1)	(5.2)	(3.5)	(1.9)	(▲2.4)	(▲0.9)	(0.5)
計	23,471	27,765	28,496	24,568	24,507	23,222	24,010	24,633	25,182	25,417	25,656	25,770

資料：(一社)日本フードサービス協会 附属機関外食産業総合調査研究センター推計(令和元年7月)

(注) ラウンドの関係で各主体の合計値が計の数値と合わないことがある。

(3) 食料消費支出の推移

(単位：千円、%)

項目 \ 年	昭40年	50年	60年	平2年	7年	12年	15年	20年	25年	29年	30年
消費支出	581	1,896	3,277	3,734	3,949	3,806	3,631	3,563	3,485	3,396	3,521
食料	233 (100.0)	650 (100.0)	958 (100.0)	1,030 (100.0)	1,025 (100.0)	972 (100.0)	923 (100.0)	906 (100.0)	896 (100.0)	946 (100.0)	966 (100.0)
主食	52 (22.3)	86 (13.2)	124 (12.9)	115 (11.2)	109 (10.6)	95 (9.7)	91 (9.9)	86 (9.5)	82 (9.2)	82 (8.7)	84 (8.7)
副食品	115 (49.4)	339 (52.1)	474 (49.5)	502 (48.7)	492 (48.0)	458 (47.1)	432 (46.8)	418 (46.1)	411 (45.9)	448 (47.4)	445 (46.1)
嗜好食品	49 (21.0)	148 (22.8)	205 (21.4)	228 (22.2)	227 (22.2)	218 (22.5)	208 (22.5)	208 (23.0)	208 (23.2)	217 (22.9)	225 (23.3)
外食 (A)	17 (7.3)	77 (11.9)	155 (16.2)	185 (18.0)	197 (19.2)	201 (20.7)	192 (20.8)	193 (21.4)	195 (21.7)	200 (21.1)	211 (21.8)
加工食品 (B)	101 (43.4)	296 (45.6)	437 (45.7)	486 (47.2)	500 (48.8)	493 (50.7)	475 (51.4)	473 (52.2)	475 (53.0)	510 (53.9)	529 (54.8)
(A) + (B)	118 (50.6)	374 (57.5)	592 (61.9)	671 (65.1)	698 (68.0)	694 (71.4)	667 (72.3)	666 (73.6)	670 (74.8)	710 (75.1)	740 (76.6)

資料：総務省「家計調査年報」(家計収支編)

- (注) 1. 昭和40年以降は「全国、全世帯」の年間1世帯当たりの数値である。
 2. 「家計調査」は、昭和55年から新分類に移行しているため、旧分類ベースに組替え集計して求めた。
 3. 加工食品は「家計調査」に表記されている狭義の加工食品ではなく、「生鮮食品並びに粒状のまま最終消費される豆類及び穀類を除くすべての食品」(広義の加工食品)である。
 4. ()内は、食料費を100.0とした構成比である。ラウンドの関係で食料費の合計が100にならないことがある。

卸売市場法(昭和46年法律第35号)第4条第1項の規定に基づく中央卸売市場の認定について

(令和2年6月21日現在)

開設者	開設者住所	市場の名称	位置	取扱品目
札幌市	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市中央卸売市場		札幌市中央区北12条西20丁目	野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の生鮮食料品等 生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定めるその他の生鮮食料品等
青森市	青森市中央一丁目22番5号 青森市中央卸売市場		青森市卸町1番1号	野菜、果実及びこれらの加工品、鳥卵並びに規則で定めるその他の食料品 生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定めるその他の食料品
八戸市	八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市中央卸売市場		青森県八戸市大字河原木字神才7番地の4	野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品 花き
盛岡市	盛岡市内丸12番2号 盛岡市中央卸売市場		盛岡市羽場10地割100番地	野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品 生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定めるその他の食料品
仙台市	仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 仙台市中央卸売市場本場 仙台市中央卸売市場食肉市場 仙台市中央卸売市場花き市場		仙台市若林区卸町4丁目3番地の1 仙台市宮城野区扇町6丁目3番6号 仙台市宮城野区苦竹4丁目1番20号	生鮮水産物及び農林水産物加工品並びに包装資材等関連用品 野菜、果実、鳥卵及び農林水産物加工品並びに包装資材等関連用品 肉類、鳥卵及び農林水産物加工品 花き
秋田市	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市中央卸売市場		秋田市外旭川字待台28番地	花き
いわき市	いわき市平字梅本21番地 いわき市中央卸売市場		いわき市鹿島町鹿島1番地	野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品 生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定めるその他の食料品
宇都宮市	宇都宮市旭一丁目1番5号 宇都宮市中央卸売市場		宇都宮市築瀬町1493番地	野菜、果実及びこれらの加工品 生鮮水産物及びその加工品

【参考】

卸売市場法に基づく中央卸売市場の認定

さいたま市	さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 さいたま市食肉中央卸売市場	さいたま市大宮区吉敷町2丁目23番地	肉類及びその加工品
東京都	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都中央卸売市場豊島市場 東京都中央卸売市場淀橋市場 東京都中央卸売市場足立市場 東京都中央卸売市場食肉市場 東京都中央卸売市場板橋市場 東京都中央卸売市場世田谷市場 東京都中央卸売市場北足立市場 東京都中央卸売市場多摩ニュータウン市場 東京都中央卸売市場葛西市場 東京都中央卸売市場大田市場	東京都豊島区巢鴨5丁目1番5号 東京都新宿区北新宿4丁目2番1号 東京都足立区千住橋戸町50番地 東京都港区港南2丁目7番19号 東京都板橋区高島平6丁目1番5号 東京都世田谷区大蔵1丁目4番1号 東京都足立区入谷6丁目3番1号 東京都多摩市永山7丁目4番地 東京都江戸川区臨海町3丁目4番1号 東京都大田区東海3丁目2番1号 東京都江東区豊洲6丁目6番1号	野菜、果実及びこれらの加工品、つげ物、鳥卵（鳥肉、鳥卵及びこれらの加工品をいう。）並びに知事が別に定めるその他の食料品等 野菜、果実及びこれらの加工品、つげ物、鳥卵（鳥肉、鳥卵及びこれらの加工品をいう。）並びに知事が別に定めるその他の食料品等 生鮮水産物、海そう及びこれらの加工品並びに知事が別に定めるその他の食料品等 肉類及びその加工品並びに知事が別に定めるその他の食料品等 野菜、果実及びこれらの加工品、つげ物、鳥卵（鳥肉、鳥卵及びこれらの加工品をいう。）並びに知事が別に定めるその他の食料品等 花き及び知事が別に定めるその他の農産物等 野菜、果実及びこれらの加工品、つげ物、鳥卵（鳥肉、鳥卵及びこれらの加工品をいう。）並びに知事が別に定めるその他の食料品等 花き及び知事が別に定めるその他の農産物等 野菜、果実及びこれらの加工品、つげ物、鳥卵（鳥肉、鳥卵及びこれらの加工品をいう。）並びに知事が別に定めるその他の食料品等 花き及び知事が別に定めるその他の農産物等 野菜、果実及びこれらの加工品、つげ物、鳥卵（鳥肉、鳥卵及びこれらの加工品をいう。）並びに知事が別に定めるその他の食料品等 花き及び知事が別に定めるその他の農産物等 野菜、果実及びこれらの加工品、つげ物、鳥卵（鳥肉、鳥卵及びこれらの加工品をいう。）並びに知事が別に定めるその他の食料品等 花き及び知事が別に定めるその他の農産物等 野菜、果実及びこれらの加工品、つげ物、鳥卵（鳥肉、鳥卵及びこれらの加工品をいう。）並びに知事が別に定めるその他の食料品等 生鮮水産物、海そう及びこれらの加工品並びに知事が別に定めるその他の食料品等 花き及び知事が別に定めるその他の農産物等 野菜、果実及びこれらの加工品、つげ物、鳥卵（鳥肉、鳥卵及びこれらの加工品をいう。）並びに知事が別に定めるその他の食料品等 生鮮水産物、海そう及びこれらの加工品並びに知事が別に定めるその他の食料品等
横浜市	横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市中央卸売市場本場 横浜市中央卸売市場食肉市場	横浜市神奈川区山内町1番地 横浜市鶴見区大黒町3番53号	野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品及び飲料 生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定めるその他の食料品及び飲料 食鳥、鳥卵及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品及び飲料 肉類及びその加工品並びに規則で定めるその他の食料品及び飲料

川崎市	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市中央卸売市場北部市場	川崎市宮前区水沢1丁目1番1号	野菜、果実及びこれらの加工品並びに冷凍食品その他規則で定める加工食料品 生鮮水産物及びその加工品並びに冷凍食品その他規則で定める加工食料品 花き
静岡市	静岡市葵区追手町5番1号 静岡市中央卸売市場	静岡市葵区流通センター1番1号	野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品 生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定めるその他の食料品
浜松市	浜松市中区元城町103番地の2 浜松市中央卸売市場	浜松市南区新貝町239番地の1	野菜、果実及びこれらの加工品並びに市長が定めるその他の食料品 生鮮水産物及びその加工品
新潟市	新潟市中央区学校町通1番町602番地1 新潟市中央卸売市場	新潟市江南区茗荷谷711番地	野菜、果実及びこれらの加工品 水産物及びこれらの加工品 花き
金沢市	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市中央卸売市場	金沢市西念4丁目7番1号	野菜、果実及びこれらの加工品並びに市長が定めるその他の食料品 生鮮水産物及びその加工品
福井市	福井市大手3丁目10番1号 福井市中央卸売市場	福井市大和田1丁目101番地	野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品 生鮮水産物及びその加工品 花き
岐阜市	岐阜市今沢町18番地 岐阜市中央卸売市場	岐阜市茜部新所2丁目5番地	野菜、果実及びこれらの加工品(市長が規則で定めるものを除く。)並びに市長が 規則で定めるその他の加工食料品 生鮮水産物及びその加工品(市長が規則で定めるものを除く。)並びに市長が 規則で定めるその他の加工食料品
名古屋市	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋中央卸売市場本場 名古屋中央卸売市場北部市場 名古屋中央卸売市場南部市場	名古屋市熱田区川並町2番22号 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字八反107番地 名古屋港区船見町1番地の39	野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定める加工食料品 生鮮水産物及びその加工品 野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定める加工食料品 生鮮水産物及びその加工品 肉類及びその加工品

京都市	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市中央卸売市場第一市場 京都市中央卸売市場第二市場	京都市下京区朱雀分木町80番地 京都市南区吉祥院石原東之口2番地	野菜及び果実並びにこれらの加工品その他の生鮮食料品等 生鮮水産物及びその加工品その他の生鮮食料品等 肉類(鳥肉を除く。)及びその加工品
大阪府	大阪府中央区大手前2丁目1-22 大阪府中央卸売市場	大阪府茨木市宮島一丁目	野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品 生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定めるその他の食料品
大阪市	大阪府北区中之島1丁目3番20号 大阪市中央卸売市場本場 大阪市中央卸売市場東部市場 大阪市中央卸売市場南港市場	大阪府福島区野田1丁目 大阪市東住吉区今林1丁目 大阪市住之江区南港南5丁目	野菜、果実及びこれらの加工品並びに市規則で定めるその他の食料品 生鮮水産物及びその加工品並びに市規則で定めるその他の食料品 加工食料品(市規則で定めるものを除く。) 野菜、果実及びこれらの加工品並びに市規則で定めるその他の食料品 生鮮水産物及びその加工品並びに市規則で定めるその他の食料品 肉類(鳥肉を除く。)及びその加工品
神戸市	神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市中央卸売市場本場 神戸市中央卸売市場東部市場 神戸市中央卸売市場西部市場	神戸市兵庫区中之島1丁目1番4号 神戸市東灘区深江浜町1番地の1 神戸市長田区苅藻通7丁目1番20号	野菜、果実及びこれらの加工品(漬物を除く。)並びに市長の定めるその他の食料品 生鮮水産物及びその加工品並びに市長の定めるその他の食料品 野菜、果実及びこれらの加工品(漬物を除く。)並びに市長の定めるその他の食料品 生鮮水産物及びその加工品並びに市長の定めるその他の食料品 花き 肉類(鳥肉を除く。)及びその加工品
姫路市	姫路市安田四丁目1番地 姫路市中央卸売市場	姫路市延末295番地	生鮮水産物及びその加工品(規則で定めるものを除く。)並びに規則で定める その他の加工食料品 野菜、果実及びこれらの加工品(規則で定めるものを除く。)並びに規則で定める その他の加工食料品
奈良県	奈良市登大路町30 奈良県中央卸売市場	奈良県大和郡山市筒井町957番地の1	野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品 生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定めるその他の食料品
和歌山市	和歌山市七番丁23番地 和歌山市中央卸売市場	和歌山市西浜1660番地401	野菜、果実及びこれらの加工品 生鮮水産物及びその加工品

岡山市	岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市中央卸売市場	岡山市南区市場一丁目1番地	野菜、果実及びこれらの加工品(漬物を除く。)並びにこれらに準ずるものとして 規程で定める食料品等 生鮮水産物及びその加工品並びにこれらに準ずるものとして規程で定める食料品
広島市	広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市中央卸売市場中央市場 広島市中央卸売市場東部市場 広島市中央卸売市場食肉市場	広島市西区草津港一丁目 広島市安芸区船越南五丁目 広島市西区草津港一丁目	野菜、果実及びこれらの加工品(漬物を除く。)並びに規程で定める食料品 生鮮水産物及びその加工品並びに規程で定める食料品 花き及び規程で定める農産物 野菜、果実及びこれらの加工品(漬物を除く。)並びに規程で定める食料品 肉類(鳥肉を除く。)及びその加工品
宇部市	宇部市常盤町一丁目7番1号 宇部市中央卸売市場	宇部市西平原四丁目4番1号	野菜、果実及びこれらの加工品
徳島市	徳島市幸町2丁目5番地 徳島市中央卸売市場	徳島市北沖洲四丁目1番38号	野菜、果実及びこれらの加工品(規程で定めるものを除く。)並びに規程で定める その他の食料品 生鮮水産物及びその加工品(規程で定めるものを除く。)並びに規程で定める その他の食料品
高松市	高松市番町一丁目8番15号 高松市中央卸売市場	高松市瀬戸内町30番5号	野菜、果実及び加工品並びに加工食料品 生鮮水産物及び加工品並びに加工食料品
松山市	松山市二番町4丁目7番地2 松山市中央卸売市場	松山市久万ノ台348番地1	野菜、果実及びこれらの加工品(調理冷凍加工品を含む。)並びに市長が認める 食料品等
高知市	高知市本町5丁目1-45 高知市中央卸売市場	高知市弘化台12番12号	野菜、果実及びこれらの加工品(規程で定めるものを除く。)並びに冷凍食品
北九州市	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市中央卸売市場	北九州市小倉北区西港町94番地の9	野菜、果実及びこれらの加工品

福岡市	福岡市中央区長浜三丁目11番3号 福岡市中央卸売市場青果市場 福岡市中央卸売市場鮮魚市場 福岡市中央卸売市場食肉市場	福岡市東区みなと香椎三丁目 福岡市中央区長浜三丁目 福岡市東区東浜二丁目	野菜、果実及びこれらの加工品並びに鳥卵 生鮮水産物及びその加工品 肉類及びその加工品
久留米市	久留米市城南町15番地3 久留米市中央卸売市場	久留米市諏訪野町2623番地1	野菜、果実、鳥卵その他の生鮮食料品等
長崎市	長崎市桜町2番22号 長崎市中央卸売市場	長崎市田中町279番地4	野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の物品
宮崎市	宮崎市橘通西一丁目1番1号 宮崎市中央卸売市場	宮崎市新別府町雀田1185番地	野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品
鹿児島市	鹿児島市山下町11番1号 鹿児島市中央卸売市場青果市場 鹿児島市中央卸売市場魚類市場	鹿児島市東開町11番地1 鹿児島市城南町37番地2	野菜、果実及びこれらの加工品、鳥卵並びに規則で定めるその他の食料品 生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定めるその他の食料品
沖縄県	那覇市泉崎1丁目2-2 沖縄県中央卸売市場	沖縄県浦添市伊奈武瀬一丁目11番1号	野菜、果実及びこれらの加工品並びに豆加工品、香辛料、はちみつその他の食料品で知事が認めるもの 花き及びその加工品